

書評編集委員会

1988. 6. 10

季刊 第84号

# 書評





# 書評 84号(6月号) 目次

|                              |   |                                   |      |
|------------------------------|---|-----------------------------------|------|
| 寄稿                           | イェーリング<br>『権利のための闘争』について                              | 石尾 芳久                             | 4    |
|                              | 対南ア経済制裁をめぐる<br>「日本の問題」                                | 神野 明                              | 12   |
|                              | 「定住外国人関係法」制定運動を考える                                    | 李 英和                              | 24   |
| 書評                           | 闘った者の深さと美しさ<br>—『人間の運命』(ショーロホフ作 米川正夫・<br>漆原隆子訳 角川文庫)— | 伊藤 明子                             | 42   |
|                              | 連載  | 戦後、民族教育の出立<br>—在日韓国・朝鮮人の教育問題ノートⅠ— | 梁 永厚 |
| 小説のなかの異境<br>—ロマン主義文学論序説— その六 |   | 池田 浩士                             | 50   |
| 研究余滴 ヴェルレーヌ⑩<br>ふたたび愛の狂乱に    |   | 山村 嘉己                             | 58   |
| 羅 針 盤                        |   |                                   | 2    |
|                              | お詫びと訂正 / 編集後記   |                                   | 表 3  |



今年は「阪神教育闘争」四〇周年にあたり、記念する出版物も何種類か出版されている。ともすれば、「戦後」史の中で埋没せられがちであるが故、今となつてはその闘争自体を知る人も少数になってきている。「戦後の総決算」と呼ばれて久しい今日、四〇年前の在日朝鮮人の闘いから何をつかみとらねばならないのだろうか。

阪神教育闘争は一口で言うなら、在日朝鮮人の民族教育を守る闘いであつた。一九四五年八月一五日の日本の敗戦をもつて朝鮮民族は解放されねばならなかつたわけだが、とりわけても在日朝鮮民族にとつて「敗戦」は新たな苦難の歴史の幕開けでもあつた。そもそも、在日朝鮮人は「強制連行」などの朝鮮に対する植民地政策の結果、日本で生活せざるを得なくなつた人々であり、それならば、朝鮮への帰国を希望する人にはその保証を、そして日本で生活することを希望する人々には生活や教育を保証することは、当然に日本の責任としてあるはずであつた。しかしGHQ―占領軍―日本政府は「在日朝鮮人は外国人である」と開き直つたばかりか、帰国を妨害し、在日朝鮮人の全ゆる営みに対し弾圧に乗り出したのである。阪神教育闘争とは、このような情勢の中で在日朝鮮人の手によって成されてきた民族教育―民族学校に對しての、GHQ―占領軍―日本政府文部省による弾圧

との闘いとして、一九四八年から四九年にかけて神戸を中心に関開されたのである。

民族教育を要求する声に対する弾圧は、GHQ—占領軍の意志をうしろだてとして日本政府文部省や自治体が直接手を下し、さらに日本社会がそういった弾圧を黙認してしまったことは、「戦後」日本を考えるうえでも強調しておかねばならない。あまりに不当な弾圧に対し、学校を守れという、あくまで当然な声だが、犠牲者まで出しながら強烈に抵抗する原動力としてあったのだろう。しかし、当時の日本の新聞の扱い方の冷たさに表れるよう、また「革新」を自称し「戦後民主主義」の支持者である良心的日本人ですらこの闘争とはほとんど関わることもなく、阪神教育闘争は日本社会の中で孤立した闘いを強いられたのである。その事実を掘りおこす地道な作業の成果が、いま出版されてきているのである。

中曽根前首相が「戦後政治の総決算」を打ち出し、国内再編を強引に推進してきた。天皇制の突出や軍事費の増大などに対する日本の民衆の危機感は明確に存在する。しかしそれを組織していくべき人々の叫ぶ「戦後民主主義を守れ!」というスローガンがあまりに無力に響くのはなぜだろうか。教育の問題にしても同じである。

「戦後民主主義又、国民教育運動」派の叫ぶ「戦後民主教育守れ!」のスローガンに説得力がないように……

こう書いてくると「敵と同じことを言う」という「批判」が聞こえてくる。たしかに現実の運動の中で「戦後を守れ」式の運動の持つ意味は大きい。しかし、運動とは別の位相で、「戦後」について我々民衆の側からの総括も必要となってきたのではないだろうか。

アジア民衆をふみつけていたのは「戦前」だけではない。「高度経済成長」期だけでない。言葉だけでなく「共に生きる」ことの困難さに真正面から取り組む人々の地道な作業のみがそのことを知る道であろう。阪神教育闘争四〇周年を期に、「戦後」社会を、そしてあくまでもその中にある我々の日常生活それ自体を問い直していく必要を強く感じている。

(Y)

— 寄稿 —

イエーリング 『権利のための闘争』 について

石尾 芳久

このたび関西大学生協の書評編集委員から託されたのは、古典的名著と言われるイエーリングの『権利のための闘争』である。この書には岩波文庫版（村上淳一訳——一九八二年）と、日本評論社版（小林孝輔・広沢民生——一九七八年）の二通りの訳がおこなわれているが、以下の書評は日本評論社版によることにする。

『権利のための闘争』の書評にはいる前段階として、諸君があるいは知っているかもしれない西部劇『真昼の決闘』の話をしよう。これは、ゲリー・クーパーとグレース・ケリー主演の映画であって、ちょうど一二時に二人の結婚式が終わろうとするそのときに、それまでの

保安官であった人に対して、その人が逮捕した凶悪犯数名のものが出獄して、復讐をするためにこの街にやってくるということから事件がはじまる。妻は徹底した非暴力主義のクリスチャンであり、もう保安官の任務の期限も終わろうとしていることだから、そういう闘いを回避してこの街を去るべきである、去ってほしいということをいったのであるが、凶悪犯どもがこの街を訪れる時間は一時間後（その時に保安官の任期は終わる）である。この元保安官たる夫は、いったんは闘争を回避しようとしたのであるが、しかしながら、また引き返してきたのである。これは凶悪犯の報復を恐れるという卑劣な行

動が、自分の生にとってどのような意味があるか、あるいは、自分の人格的な名誉にとってどのような意味があるか、を深く考えたことによるであろう。そこで元保安官はもう一度保安官のバッチをつけてこの報復について受けて立つ。いわば防衛的な意味において、自己の人格の名誉に基づく闘争をはじめようとしたのである。街に帰った彼は、もとの保安官の時代に彼を助けた友人たちを訪ねて歩くのだが、いずれも闘争による負傷のため、あるいはその他諸々の家族的な生活の平和のために、その闘いに参加することを承知しない。街の市民たちも本来はその街の都市の平和のために闘った元保安官の行動であるにもかかわらず、その時点ではすでに私闘になつてしまったものとみなして、凶悪犯の到来に対して、なんらの闘いもしようとしないのである。そこで保安官はただ一人でこの復讐—凶悪犯の復讐を受けて立たなければならなかったのである。

ここで私が興味を感じるのは、この『決闘』が受けて立つという防衛的な意味の闘争であり、しかも元保安官ただ一人でこの闘争に立ち向かう、という意味の闘いであったということ、そしてかつては連帯していた街の人々も彼を見放している、という点である。ただ一人の妻は、彼女の肉親もまたこういう凶悪犯の手によって打

ち倒されているのであり、徹底した非暴力主義の宗教を信じているのであるが、究極の場において、夫とともに闘うという行動をなしたのである。この闘いに勝ちぬいた最後に、保安官のバッチを投げ捨てる。投げ捨てて妻と共にその街を離れてゆくというシーンでこの映画は終わっている。

イエーリングの古典『権利のための闘争』と『真昼の決闘』を比較するのは、いささか唐突の感じがあるが、しかしながらこの保安官の闘いが都市の平和を維持するための闘いであり、しかも凶悪犯の挑発的行為に服してしまうことは、自己自身の人格名誉に関わる問題であると考えたところ、両者を結ぶ橋があるということができるかもしれない、と思うのである。権利のための闘争とは、なによりも自己自身の人格の名誉のための闘いであるところにある。その点に権利のための闘争のもっとも重要な特色があるのである。

イエーリングは、法の成立について法は言語と同じく、無意識のうちに自然に成立するという法の自然発生説・法の自動的發展説、すなわち、法の伝統主義的成立説に對して、鋭く対立する理論を展開している。法は明確な目的意識のもとに成立するとするのである。無意識ではなく、もっとも自覚的な、すなわち理想のための自覚な

形成であると考えるのであり、闘つて獲得すべきものであると考えるのである。すなわち、理想のための自覚的闘いというものは人格権のための闘いであり、自己の人格の名譽のための闘いであるということの本質とする。

イエーリングは、法の歴史というものは「記録すべきすべての偉大な成果、つまり奴隷や農奴制の廃止、土地所有・営業・信仰の自由などは、すべて激烈な、しばしば何世紀にもわたつた闘争を経てはじめてかちとられなければならなかつた。そして法の歩んできた道にはいくたびかの流血と、しかもいたるところで蹂躪された権利があつたのである」とのべている(二六頁)。すなわち、このことは法の起源や法の成立ということについては、無意識的な成立説や伝統主義的な成立説をとるわけにはいかなないのであり、右にのべたように、法の成立については、なによりも人權の發展、ある場合には流血も辞さない、人權のための闘争・権利のための闘争という明確な目的をもつて闘いかちとられた、そういう成果である、ということを考えなければならぬ。

この問題はじつはウェーバーの伝統的支配の理論と深く交叉するところがある。ウェーバーは伝統主義的支配というのは永遠の秩序—すなわち未来ではなくして、過去からのあるいは永遠の過去から流出する、すなわち氣

づかないうちに自然に形成される秩序ということになる。この考えかた、すなわち伝統主義的支配における永遠の過去にさかのぼる秩序というものは、現実の階級対立なり、身分差別に関して、その秩序—差別的秩序というものが永遠の過去にさかのぼるということをむしろ主張するものである。ここに伝統主義的支配において、むしろ閉鎖的な状況における、奴隷の平和ともいふべき徹底した奴隷制というものが保持される理由がある。他者の不幸に対して、あるいは賤しめられた人々の不幸に対してもまったく無関心である。あるいはまた、その無関心な態度というものは、支配権力に対してきわめて卑屈な従属を示すにすぎないが、この人格の卑屈さに対して麻痺してしまつた、したがつて権利の主張に関して、まったく無自覚な生きかたしかできない多数の民衆が、権力によつてつくられてしまうという可能性が、何時の時代にもある。このように考える点に法の起源・法の成立に関するイエーリングの第一の特色がある。

イエーリングは第二章「法の生命としての闘争」において、「中世の自力救済権や私闘法およびその現代における遺物である決闘といった形式による私権の穏やかならぬ実行——正当防衛の形式による自己防衛——、そして最後に民事訴訟の形式による合法的な権利主張、これ



らはすべて、その闘争の係争物や担保、闘争の形式や次元こそ種々様々であるが、同じ権利のための闘争の異なった形式や場面にほかならない」とのべている（三二頁）。このことは権利のための闘争というものが、まず正当防衛という方式における自己防衛としての闘争というものからはじまる。その意味では侵略的な暴力行為というものと厳格に区別しなければならぬということを示している。次に、これが究極的には合法的な民事訴訟という形式に発展してゆくとのべているが、この権利のための闘争ということが法廷闘争の原動力である、また基礎構造であるということを確認したのである。しかもこの権利のための闘争・法廷闘争の原動力であるところの闘争というものは、たとえば所有権の侵害に対する闘争からはじまるという意味においては利害関係・利益の問題というものがその契機をなすとしても、それは原告の権利の付属物としてのもの、すなわち実践的闘争においては、人格の名譽を賭けた闘争と利害関係というものが一体となって闘われている。あるいは単なる利益の闘いから、むしろ人格の名譽そのものを賭した闘いへと不断に浄化される。そういう本質をもつところの闘争が、権利のための闘争であって、ここに訴訟は「たんなる利益の問題から、人格の主張か人格の放棄かという人格の

問題に変化している」（三六頁）とするイエーリングの指摘の本質がある。要は、イエーリングはこのような法廷闘争を回避するということは、権利の無視であり人格的屈辱に耐えることを意味する、と考えたのである。ここにもまた、権利のための闘争が人格の問題であるということ、人格的名譽を本質とする問題であること、それを回避することが、卑劣な不法あるいは権利の無視、あるいは人格的侮辱にさえも忍従するという退廃的狀況に陥るということの意味する、とするのである。

これはわが国の問題に即して考えるならば、徳川三百年の平和というものは、この人格的侮辱が三百年継続したということの意味する。徳川期においては法廷闘争は原則として禁止されていたのである。一般の人民に訴権を認めることはなかった。一般の人民は、この人格的侮辱に服することを、公儀の御威光に服することとして、それが人格的侮辱なり、人格的卑劣さを意味することによってにさえも、無関心であるべきであった。幕藩権力はそういう卑屈な民衆をつくりだそうと企図したのであり、そういう卑屈さを自らの卑屈さとしてうけとるのみならず、責任転嫁の思考を煽動するという意味において被差別部落をつくったのである。ここにこの卑屈さを

卑屈さとして感じないようにするための思想教化を徳川三百年、幕藩権力は権力的手段に転向した旧仏教と合体しておこなってきたのであり、それを永遠の過去から由来する宿命の問題として、すなわち輪廻思想の問題としてうけいれるように、人民を思想教化したのである。そのようなあきらめの思想に深く沈みこんでしまうことを意図したのであって、差別戒名はその端的な徴憑である。

イエーリングの右の書、第三章「権利者の自分自身に對する義務としての権利のための闘争」についてのべる。ここでイエーリングは「権利のための闘争は権利者の自分自身に對する義務である。自己の生存の主張は、すべての生物の最高の法則である。それは、どんな生物にも自己保存の本能として現れる。しかし、人間にとつては、たんに肉体的生命だけではなく、同時にまた精神的な生存も問題なのであって、その精神的生存の条件の一つが権利の主張なのである」とのべている(三八頁)。あるいはまた、「権利の完全な放棄は精神的な自殺である」とのべている。この点に権利のための闘争ということが、自己自身の人格の名誉を賭けた闘争である。自己自身の卑劣さと闘う闘争であるということを本質とするが、それは自己の人格の本質は精神的生存であるということを確信するところから由来する。肉体的生命ではあ

るけれども、その本質は精神的生存の問題である、というところに根拠づけられる。ここに生存権が考えられる理由がある。卑屈さということは精神的な自殺であるとする。ということは、権利のための闘争が、単なる利益のための闘争ということではなくして、法の理想のための闘争であるということの意味する。自己自身の名誉というものは、あるいは自己自身の精神的生存ということは、実は法の理念・法の理想というものと深い関係をもつ。

権利のための闘争は、その意味では理想主義的な闘いであるということを考えるならば、闘争はむしろ深い倫理的な意味をもつ。自分の義務ということになるのである。次にイエーリングは、「神政国家は瀆神や偶像崇拜に死に値する重罪の烙印を押し一方で、土地の環境侵犯は單純な軽罪とみなしている(モーゼの法)。これに對して農業国家は、逆に後者に對して思い切った刑罰を科し、他方、瀆神者に對してはもつとも寛大な刑罰を科すにとどまる(古ローマ法)。商業国家は通貨偽造および偽造一般を、軍事国家は不服従、服務違反等々を、絶対主義国家は大逆罪を、共和国は君主制への復古運動を、第一等の罪とするだろう」とのべている(四七頁)。このことは犯罪類型というものが、特に最も重視される重罪というものが、実は国家のさまざまな権力の類型と相對応

するとということの意味する。神制国家すなわち宗教と国家が不可分の国家においては、瀆神や偶像崇拜に死に値する烙印を押す。つまり宗教上の犯罪というものをもつて最も重大な犯罪とみなしている。ここには異端の思想に対する徹底した不寛容の思想が認められるのである。

それに対して農業国家・古ローマ法においては、むしろ土地の境界侵犯というものを最も重視する。このことは今右ののべたように、さまざまな国家の権力の類型と犯罪類型というものが、むしろ必然的な対応関係にあるということを示したものと見て注目すべきである。それゆえ、人權の尊重そのものを、そういう思想——これはあるばあいには異端的な思想になる可能性がある——そのものさえも犯罪と見なすという考え方が、特定の国家権力に対応して、形成せしめられるという必然的関係を示すものである。この意味において権力の問題と、権利のための闘争の問題との間には、非常に深い関係があると考えなければならぬであろう。

イエーリングは第五章、八二頁において右の問題と関係のある叙述をなしている。すなわち「専制主義は樹木を倒すにはどこから手をつけなければならぬかをよく心得ている。つまり、さしあたりは樹冠には手をつけな



いでおいて、根を破壊するのである。専制主義はどこでもまず私権の侵害と個人の虐待から手をつけた。この段階で仕事を完成すれば樹木はひとりで倒れるからである。だからこそ、なにはおいてもまずこの段階で専制主義に対抗することが肝要であつて、したがつて、ローマ人が王政と十人官制(Decemviri)を終わらせるのに、婦人の貞操と名譽の侵害をきっかけとしたのは、かれらが自分たちがなにをしているのかをよく心得ていたからである」とのべている。このことは専制主義的支配というものには必然的に人權侵害の挑発行為をおこなうのであるが、どこから手をつけるかというばあいに、人權のなかで私権の侵害、個人の虐待から手をつけたということの問題としてゐる。これはなにを意味するかといえば、私

権の侵害と個人の虐待というものは実は必然的に関係するが、個人の虐待というものは、思想迫害からはじまるということをまず考えるべきであろう。良心の自由、あるいは個人の自由な思想、あるいは個人の異端的な思想、あるいは信教の自由ということへの虐待。この虐待は多数者の統制的な思想をよりどころとして、個人への迫害が行われるということなのである。また人間の集団が私権に基づく連帯的な関係ではなくして、まったく反対に、専制主義の権力に恭順な強制団体は、それに対応する統制主義的な思想というものをもって、基本とするところから、多数の民衆の作為された、統制された思想によって、個人ないしは少数者の自由な思想に対する迫害をなすように使喚せしめられるのである。専制主義の権力は、統制された民衆団体をつくって迫害をするように駆り立ててゆくのである。このところにイエーリングは専制主義の根を見ている。このことは、専制主義支配というものが民衆に対する服従的思想教化を不断に行うことを必然的条件とするということを洞察しているのであって、アジア的専制主義支配なるものが、すでにのべたように権力とその手段に墮落した寺院との合体による思想教化を、支配政策の不可欠の手段として強行したので、右述したところにその理由があるのである。江戸

時代の宗門改帳・人別改帳というものは、個人の思想というものを、寺院ないし村落団体、ないしは都市団体がたえず監察するという仕組となつておることを思うべきであるし、被差別部落が穢寺のもとに集結せしめられて統括的思想監察の体系のもとにおかれておるということにも、私権の侵害と個人の虐待というものの日本的形態を見るべきである。これは実は専制主義支配のもとでは人民の集団は必ず頽廢する、墮落する可能性があるという必然性を示しているのである。この文の冒頭においてのべた「真昼の決闘」において市民の誰も保安官の防衛的抵抗を支持しなかつたということ、ただ傍観していたということ、この市民団体がすでに頽廢化しはじめておる、ということをおらわしているのであって、ゲリー・クーパーが保安官のバッチを投げ捨てたのは頽廢化した民衆集団との訣別を意味するものと考えるべきであらう。

イエーリングの本書には、さらに第四章「社会に対する義務としての権利の主張」、第五章「国民生活の権利のための闘争の重要性」、第六章「現代のローマ法、および権利のための闘争」が続いているが、最後の第六章においてはまた「ローマ法の三つの発展段階を区別する。



すなわち、第一段階はその激しさの点ではまだまったく果てしもなく、自制することを知らない古ローマ法における法感情の段階であり——第二段階は中期法における法感情の節度ある力の段階であり——第三の段階は後期帝政時代の、とくにユスチニアヌス法における法感情の衰退と萎縮の段階である。」とのべている（八六頁）。これによれば、イェーリングはローマ法の発展というものについても短絡的に、法的に発展するのではなくして、その結末において衰退と萎縮の段階があることを指摘しているのである。すなわち、法の発展というものは、一方的に、自動的に、果てしなき発展へと安易に進むのではなくして、このような衰退と萎縮という頹廢的な状況

に陥つてしまふ傾向があるということ、世界のなかでも合理的な法といわれるローマ法についてもこのような終末ともいふべき段階があるということを明示している。すなわち、法の発展ないしは人間の歴史について、われわれは常に衰退と萎縮の段階が生じうるということ、そのような傾向が常に存在する、ということを考える必要がある、むしろ、そのような衰退と萎縮の傾向に対していかに闘うかということが、真の意味の法の精神の相続人の義務として存在する、ということを知る必要があるであろう。人權の自覚ということとは、自己自身の人格の名譽ということについても、このような衰退と萎縮という反動的状況の可能性との闘いにおいて、たえず目的に自覚する必要があるという意味なのである。本書を通じてこのような理解を自己のものとして考える必要がある、ということのをのべた次第である。

（いしお よしひさ・法学部教員）

— 寄稿 —

対南ア経済制裁をめぐる「日本の問題」

神野 明

火事場下口 非難にあわてて ほっかむり

なほ見苦しき 責任逃れ

J・小鉄斎

今年一月末、日本の昨年の対南アフリカ貿易額が世界一となったことが明らかになった。このことを巡る二月から四月にかけての、外務省、通産省、財界、南ア関連企業のおわたましい動きは、文字通り「ドロ縄的対応」といふべきものであった。ただしこの場合、「火事場泥棒だ！」と言われたのは日本であり、見つかつてあわててほうかむりをするという図のほうがもっと正確

だ。しかしこの過程はまた、かつてなく集中して報道された通産省官僚や経済団体幹部の発言、企業の動きを通して、「日本の政府、企業にとっての南ア問題」が何であるかを、われわれに改めて認識させたのである。パルトヘイトへの関心の高まりを具体的な運動の広がりへとつなげていくために、日本での問題を整理しておこう。

外務省は大あわて

この間の動きの中で一番あわてたのは外務省であった。八六年九月、きわめて甘い国際情勢への認識から南ア、ボタ外相の訪日を受け入れ、アフリカ諸国などからの強

い非難を受けて、翌月の国連安保理事会改選で非常任理事国にぎりぎり最下位で当選という事態に直面して以来、外務省は一定認識を改めて、「日本は反アパルトヘイトの姿勢を強めている」という印象を対外的に与えるべく動いてきた。対米のみならず、国連の三分の一を占めるアフリカ諸国との関係を考慮して、昨年は、サハラ以南アフリカへの五億ドルの無償援助計画を発表したり、南アの解放組織のリーダーを招いたりして外交的失点の回復に努めてきた。対南ア貿易での突出という今回の事態が、米議会などから招く非難はそうした「努力」を虚しくしてしまうからである。

一月二八日、中東アフリカ局長が「世界一は困る、慎重に」と経団連に注文したのが最初の動きだった。二月初め、早くも米下院の黒人議員協議会、国連反アパルト



ヘイト委員会から抗議と非難がやってきた。経団連は会長の記者会見と「週評」紙で「対南ア貿易の自粛で外務省より協力要請」と伝え、会員企業の協力を求める。

### 通産省は企業の味方

これに対し「通産省幹部」は、①「業界は政府の対南ア制裁措置に触れない範囲で市場開拓努力をしてきたままで。貿易額が世界一になったのは円高のため。とやかく言われる筋合いはない。」②「外務省課長の発言が米国での日本攻撃の一因」さらには、③「南ア政府をむやみに追い込んでレアメタルの禁輸など対抗措置に出られたら日本経済はマヒする。外務省は責任を取ってくれるのか」など、言いたい放題の反発をうける。

しかし「通産省首脳」のレベルでは、通産相が対南ア貿易の洗い直しを指示し、同時に外務・通産の担当局長が連絡を取り合って「国際協調に配慮した誠実で着実な制裁実施」のため「外務省との共同歩調を」とることで一致したという。その結果二月一九日には両省の局長ら幹部クラスが「手うちの席をもった」のだが、その席上外務省側が日本貿易振興会（ジェトロ）の南ア事務所の閉鎖を持ちかけたので、通産省側は「メシがまずくなり」座はシラケたのだそうである。ところが、その六日後に

田村通産相がジェットロの理事長に、「たとえば開店休業のような状態にできないか」と指示しているのである。

これは、ジェットロが全額政府出資の特殊法人として通産大臣の管轄下にあるという単純な理由と、共同歩調の形式だけは整えておくという「首脳」レベルの「配慮」によるのだろう。

### 「首脳」と「幹部」

しかし、表面上の共同歩調はすぐに崩れた。三月初め「外務省首脳」が、「対南ア貿易自粛の具体的基準を示してほしい」という業界からの反応に応えるべく「通産省や産業界と話し合ってガイドライン造りを検討したい」と表明するや、「通産省幹部」は次のように反論した。

④「こういったガイドラインは一国だけが先行してやっても意義は薄い。また、現時点で、世界の各国から日本に対し、具体的にそういった要求があるわけではなく、また、世界的にガイドラインを作ろうという動きもない。」これについて「通産省首脳」は、「アパルトヘイトは政治的問題なので基準を設けるかどうかは外務省の決めること」として、相手を尊重するそぶりをしめたが、結局三月一二日に「通産省幹部」がつぎのように述べて「当面は静観」ということだけでけりがついてしまった。「ガ

イドラインの）作成は技術的にも困難だし、通産省はその必要性を認めていない」「仮に前年より一割下げるにしても、企業に要請する際の対象範囲やチェックなど厳密にはできない。」

上の④の発言は実に姑息な言い訳である。

対南ア制裁について、国連はもちろんのこと英連邦諸国やEC外相会議などの場で、歩調を合わせようとしてきたのはアフリカ諸国や北欧諸国など制裁に積極的な国々であって、イギリスや西ドイツが頑強に抵抗できるのは、制裁は最終的には各国の主権によって行使されるほかないからである。自分に都合の良いときだけ「自主的判断」をいい、他の場合には「欧米と横並びに」というのは典型的な二枚舌である。実際ここ三年間の国際社会での制裁強化の動きの中で、デンマークやスウェーデン、アメリカなどは「先行」しているのであり、そうであるからこそ一定の効果が出ているのだ。「具体的にそういういった要請」がもし来たとしたらこの「通産省幹部」は「主権の侵害である」などと言うに違いない。「日本は経済制裁を強化すべきだ」という要請ならぬ名指しの非難は、OAU（アフリカ統一機構）や国連の場ですでに繰り返されてきたのである。しかし国際社会はその具体的基準をいちいち数字で示さなければわからないような



「子供」で構成されているのではなく、責任ある決定と行動能力ある諸国民への信頼を基礎にしているということを忘れてはなるまい。

これら幹部の発言は匿名で報道されており、それだけに本音だろう。それも個々の南ア関連企業の本音を代弁しているのである。そして、見てきたように、「首脳」が建前を整えて「外務省の顔を立てている」うちに、「幹部」の判断が通って個別企業の利害が貫徹するという構造が成り立っている。経済団体の首脳は、通産相や外相の「自肅要請」には賛意を表明しつつ個々の企業の「判断に委ねる」ことで責任を逃れ、個々の企業は「政府の制裁措置は守っている。」として責任を逃れ、外務省は「精いっぱい努力しているが、通産省と財界には負ける」ということになる。こうした無責任が悪循環する体制は別に南ア問題に限らず、日本の行政に広くみられることである。実効的な対南ア制裁の実現はこうした「壁」を打ち破る力を日本の納税者・市民が蓄えていくことを同時に求めているのだ。

自動車業界は、⑤「十分に自肅しており、むしろ米メーカーがシェアを伸ばしている。」⑥「現地の黒人雇用にも寄与している。」と一旦は反論したが、一・二月の輸出が昨年を大きく上回っていることが判明するとトヨタ

と日産は「昨年を下回るよう調整する」旨発表した。続いて日本電気、パイオニア、富士通が南ア向け輸出の停止を発表し、三菱重工が南ア製鉄プラントの入札から辞退した。これらはいずれも、米国市場での競争をかかえている企業であり、米国での製品ポイコットを回避するためでしかない。

### 米で新たな制裁法

八六年十月に米議会が大統領の拒否権を覆して成立させた反アパルトヘイト包括法は、石炭・ウラン・農産物など、前年輸入総額の1/3を占める品目の輸入禁止を含み、厳しい罰則規定も備えていたが故に、アメリカは昨年、対南ア貿易を約十億ドル（前年比でマイナス二八％）減少させた。そのために、米は相当な犠牲も払ってきた。一方、同年九月の日本政府の「追加制裁措置」は、当時南アからの輸入の一八％を占めて第一位品目であった石炭はおろか鉄鉱石も含まず、銑鉄・鋼材（七％）の輸入禁止という日本企業に抵抗のないものにとどめた。昨年の南アからの輸入が円ベースでは七・四％減少したことにはほぼ見合っている。日米どちらの場合も制裁措置の程度が貿易額の増減に結果として出ているのであって、円高はおまけである。日本がアパルトヘイトの経済的土

台を弱めるどころかそこから平然と利益をあげていることに、アメリカだけでなく国際的な非難が向けられている。

四月二〇日、米外交委のアフリカ・国際経済合同小委が可決した新たな対南ア経済制裁法案は先のものよりはるかに強力で、(1)レアメタル以外の全面禁輸 (2)投資引き上げのほか、(3)南ア貿易で利益をあげた外国企業に対する制裁措置を義務づけている。そのターゲットが南ア関連日本企業であることは間違いないのだ。今年日本が「昨年実績を上回らないように」と企業に「自粛」を要請し、ところで全く評価されないだろう。

まして政府系金融機関である日本輸出入銀行が日本企業の対南ア輸出に融資を与えているという米研究機関の報告（共同通信：京都四／一四、ジャパントイムス四／一六）は今後問題にされるだろう。

### いま可能な制裁措置

日本政府が本気で「国際社会に名誉ある地位」を望むなら、「自粛」を越える実効的な措置をとらねばならないし、「自粛要請」に対して「具体的基準を示してくれ」としか言えないような、社会的責任倫理も自主的判断能力も持ち合わせていないような企業を従わせるには、罰



則付きの反アパルトヘイト法を制定化すべきである。日本の議会でもこの間、反アパルトヘイト議員連盟の結成の動きがでてきているので、この問題は国民代表たる議員に期待をかけた。しかし、すぐには望めそうにないことは確かである。

ただ、法制化に至らないにしろ、次のような措置はかなり早期に実現できるものである。

- ① ナミビアウランの密輸の禁止
- ② 日本輸出入銀行その他の銀行による輸出信用供与の



停止

③ ジェトロ南ア事務所の閉鎖

④ 在南ア日本総領事館と在南ア総領事館の閉鎖

⑤ 在南ア日本人会の解散

⑥ ハイテク技術・機器の輸出停止

⑦ 南ア産石炭・鉄鉱石・農産物（加工品を含む）の輸入禁止

⑧ 輸送用機械の軍・警察への売却・転売禁止（現地資本に対する監督義務を部品・技術提供する日本企業に負わせる）

⑨ 宝飾・投資用貴金属の輸入制限

## われわれの課題

しかし、その政府が、対外イメージや日本企業の利益のことしか配慮しない政府であるからには、日本のあらゆる場所から「人道に対する罪」（この罪状はニュルンベルク裁判でナチ戦犯に科せられたものの一つである）  
II アパルトヘイトに反対する声をあげ行動を起こしていくことがわれわれの課題である。

アップルタイザーやワインなどの身の回りの南ア製品  
ポイコットに始まり、金・プラチナ・ダイヤモンドなどの装飾  
用・蓄財用購入をやめさせるべきである。金は南アの全  
輸出の四〇―五〇%を占める南ア経済の太い命綱である。  
八五年初めに一オンス三〇〇ドルだった金価格を八六年  
には四四〇ドルにまで押し上げたのは、世界の年産一四  
〇〇―一六〇〇トン（うち南アは六五〇トン前後）に対  
して八六年に六〇八トン（うち天皇金貨用に二三三トン）  
もの金を購入した日本であった。この日本の政府・民間  
企業・小市民一体の金ブームは、対外債務危機にあった  
南ア政権を確実に助けたのである。逆に金価格を下げる  
ことは南アに対する確実な制裁効果を持つのである。昨  
年も日本は二五〇トン（三〇億ドル）の金を輸入してい  
る。毎年生産される世界の金のうちメッキや電気機器・

齒科医療用に使われるのは一五%である。そして世界の中央銀行だけで五〇年分の金が保有されている。南アの金が止まっても困らない。「レアメタルの宝庫」南アによる「逆制裁」を架空の狼のごとく物知り顔で言う人々がいる(とくに一知半解のジャーナリスト)。代替輸入先が最も少ないからだが、プラチナについてもとくに日本は、昨年全消費量のうち半分以上が装飾・投資用で、自動車の排ガス燃焼用の触媒には一七%が当てられたに過ぎない。代替物のパラジウムはソ連の方が多く生産する上、エンジンの改良による節約が進んでいる。万一「逆制裁」による供給不足で価格が上がれば回収再利用に採算の道が開けたり、投資・蓄財用のストックが放出されるという市場メカニズムが働く。はじめに見たような「レアメタル・ストップ」経済マヒ」なる論法はこうした具体的想定もせず、ただ現状を維持したいがために現状を固定化して危機感を煽る、昔はやった「あと三〇年で石

油がなくなる！」という議論と同レベルである。

自分を含む現状を変えたくないという人は、アパルトヘイトが存続しているという現実、その下で全き人間の尊厳が毎日踏みにじられているという現実を直視できないだろう。ましてやその現実的抑圧の下でアパルトヘイトの廃絶のために立ち上がり、自由で平等な社会を生み出すためにはあらゆる犠牲を払う価値があると確信し、肌の色や言語による分断を越えて、人間としての連帯意識を強めながらたたかっている南ア民衆の躍動する姿は見えないだろう。そうした人々が世界に向かって呼びかけているのが現南ア政権に対する、経済制裁である。その呼びかけに応えることはわれわれ自身の少しの犠牲で可能なことのはずである。それを困難にしている種々の条件がわれわれ自身の社会にあるとき、それらに対する闘いはわれわれ自身の責任で始めることができるだろう。

(じんの あきら・日本アパルトヘイト委員会)

「対南ア貿易世界」判明後の各界の動き一覽

| 国際社会  | 日本社会・国会など  | 外務省   | 通産省   | 経済団体  | 企業  |
|---|--|---|---|---|---|
| <p>2/1…米議院内で対日制裁の声強まる</p> <p>…英連邦8カ国外相会議の閉会演説でカウダ大統領が日本を名指し非難</p> <p>2/3…米下院黒人議員協が竹下首相宛抗議書簡送付を決定</p> <p>2/5…国連反アバルトヘイト委ガバル議長、日本を非難</p> <p>2/9…新華社通信が日本の南ア貿易を批判</p> <p>2/12…辛日中のANCのドラミニ氏「南ア製品ボイコットや制裁を」</p> | <p>2/12…来日中の南アカギン基金事務局長ダング1氏「日本企業は何を考えているのかわからない。日本基金の申し出は拒否(SATA南部アフリカ貿易懇話会での報告の後)」</p> <p>2/17…衆院予算委で社会党川崎寛治氏が南ア貿易拡大について政府を迫及。井上一成近はジェット口について政府の一貫性を問題に。</p> | <p>1/28…恩田中東アフリカ局長経団連に自薦申し入れ↓</p> <p>1月末…某課長(アフリカ2課だろう)が外国人記者と懇談「日本企業の規制困難」の発言</p> <p>●某幹部(レーガン、サッチャーは南ア制裁に消極的なので「日本が突出するのはやめる」と部下に</p> | <p>2/5…通産省幹部、米国内での日本攻撃は「外務省課長の発言が外国人記者をおおったからだ」</p> <p>中東アフリカ室「外務省から正式には何も言っていないし、新たな指導を考へはない」</p> <p>2/9…田村通産相「外務通産両省の連名で申し入れた方が効果的」事務当局に外務省との協調を指示。これを受け通産外務の担当局長が連絡「国際協調に配慮した誠実で適度な制裁措置」で一致(通産省首脳)</p> | <p>↓経団連花村副会長ら</p> <p>2/8…「経団連週報」で外務省の貿易自粛要請を掲載、会員企業の「協力を要請」</p> <p>●日本貿易会の三村庸平会長(三菱商事会長)「貿易会としての対応は今のところ考えていない。自由貿易といつても何をやってみたいわけではなく日本が突出するのはまずい」</p> <p>●同日音藤英四郎会長記者会見「対南ア貿易は個々の企業のビヘイビア。しかし国の約束は企業として順守する必要がある」</p> | <p>自動車業界「十分に自粛しており、むしろ米メーカーがシェアを伸ばしている」「現地の黒人雇用にも貢献している」と反論</p> <p>田中貴金属工業「南ア産のプラチナ抜きでは商売などとてもとて……」</p> <p>●トヨタ、日産、自動車KDセット輸出を昨年実績以下に抑える意向「日刊自動車新聞2/15」</p> <p>2/18…豊田章一郎トヨタ社長「昨年実績を上回らないよう慎重に行う」</p> |

| 国際社会   | 日本社会・国会など   | 外務省   | 通産省  | 経済団体  | 企業   |
|--|---|---|--|---|--|
| <p>2/23までに…米下院黒人議員協の竹下首相宛抗議書簡届く</p> <p>3/1…国連人権委員会南アとの経済関係断絶を求める決議。賛成32カ国<br/>米・英・西独・伊など7カ国は反対、日本は棄権</p> | <p>2/20…岡山の上野氏の投書：人種差別に手を貸すな、金やダイヤを買わないで。(朝日)</p> <p>2/20…ソウエト市民協会のもトラナ氏「SATAには何を言っても理解しない」(京都で)</p> <p>↑これに対し外務省首脳は2/24「礼儀正しい内容で、何らかの返書は必要だと思ふ」</p> <p>(编者…その後日本政府が返書を送ったという報道はない)</p> | <p>2/19…外務・通産「手打ち式」恩田中東アフリカ局長ら</p> <p>「今後は連絡を綿密に」「ジエト口南ア事務所を閉鎖できないだろうか」ともちかける</p> <p>2/25…「遠い夜明け」省内試写後に宇野外相「制裁は欧米諸国と横並びではダメ。きちんとした姿勢を理解される結果が必要」</p> <p>2/26…「遠い夜明け」国会内上喚</p> <p>●外相、経団連会長らを公官に招き「各企業の慎重な対応を」と対南ア貿易の自肅を要請</p> | <p>●某幹部「南ア政府をむやみに追い込んで、レアメタルの禁輸など対抗措置に出られたら日本経済はマヒする。外務省は責任を取ってくれるのか」</p> <p>↑村岡通商政策局長ら幹部</p> <p>↑滑り出しは上々だったが、↓ムード一変「飯がまずくなった」</p> <p>2/25…田村通産省、ジエト口に「開店休業にできないか」</p> | <p>↓ジエト口赤沢理事長、事務所の配置は検討対象になりうる。ただ見直しは夏の概算要求なので今すぐどうこうすることはないと思っている」</p> | <p>●(日本経済新聞2/22より)大手エレクトロニクスメーカー「レアメタル備蓄や南ア以外の国からの調達など、日本経済全体を考えて政府は自肅を要請しているのか」</p> <p>大手商社レアメタル担当者「南アが逆制裁を打ち出してきたら大変なことになる」</p> <p>●新日鉄など高炉5社、南アからの原料炭輸入を減少する方向を検討</p> <p>●田中貴金属、金・白金は85年以來南アとの直接取引はなく米英のディーラーから買っている。南アの刻印のある製品買付けを増やす準備を始める」</p> |

| 国際社会  | 日本社会・国会など   | 外務省   | 通産省   | 経済団体   | 企業                                 |
|---|---|---|---|--|------------------------------------|
|   | <p>3/4…全日本民間労組連合の会長ら小淵官房長官と中村外相に「南アに対し包括的強制的な経済制裁を」申し入れ</p> | <p>3/1…外務省首脳が対南ア貿易自衛のガイドライン作りを検討「産業界には個々の企業に自衛を求めのが難しく、政府が貿易総額に一定の基準を設けてほしいとの声が強し。通産省や産業界ともこの問題でよく話し合ってみよう」</p> <p>●宇野外相は同日、日経連、日本商工会議所の幹部とも順次あい、経済四団体すべてに貿易自衛を求める考えを明らかに</p> | <p>↑通産省首脳「担当局長レベルで外務省と話し合い」を指示</p> <p>●しかし通商政策局、貿易局は「こういつたガイドラインは一国だけが先行してやっても意義が薄い。また、現時点で、世界の各国から日本に対し、具体的にそういつた要求があるわけではなく、また、世界的にガイドラインを作ろうという動きもない」と説明、さらに南アについて輸出制限をすると他の国からの輸出制限要求を誘発し「保護貿易主義を一挙に拡大する恐れすらある」と消極的。</p> <p>3/3…通産省首脳「アパルトヘイトは政治問題なので外務省が意志決定してから（自衛基準を設けるかどうか）考えればよい</p> | <p>3/2…石原俊経済同友会代表幹事が講演「日本は世界の大国になったのだから、企業の行動は意識しないとけない。ビジネスは平和、幸福を考えて行うもので、もうけがあればどこにでも行くというのは良くない」と企業倫理まで説いて輸出自衛に賛成。</p> | <p>3/4…バイオニア、日本電気が南ア向け輸出の停止を発表</p> |
| <p>3/8…東京の高橋氏の投書：南ア商品ポイコットと意見広告を（朝日）</p> <p>3/8…「連合」が経団連との懇談の中で「南ア貿易への経済制裁の実施」を要望</p> |   |   |   |  |                                    |

国際社会

3/23...米下院で南ア制  
裁強化の5法案提出

日本社会・国会など

3/10...総評が労働省に「政府は国際機関の諸決議に忠実に従い、人種隔離(アパルトヘイト)政策が撤廃されるまで南アとのいっさいの貿易と商業の関係を断つべきだ」などと申し入れ

3/25...参院予算委で吉川春子氏(共産)が質問:法務省の回答で、日本企業南ア支店への赴任が106人(81年)から200人(86年)に倍増、観光旅行や短期商用は減っていないことが判明

3/26...札幌のクリスタ氏の投書「対南ア貿易にみる日本商法」(朝日)

外務省

3/10...外務省恩田中近東アフリカ局長と通産省の村岡通商政策局長が会合、「国際世論の理解を得るためには、今年の南ア貿易額が昨年実績を少なくともも下回ることが不可欠」との認識で一致、貿易統計速報を注視、監視態勢を申し合わせ

3/16...宇野外相、経済同友会幹部を公館に招き南ア貿易自粛を要請。

通産省

↑「貿易ガイドラインの設置」については、通産省側から技術上の難点を指摘、「産業界の意向を聞きながらさらに調整を進める。」

3/11...某幹部は南ア貿易自粛基準について「作成は技術的にも困難だし、通産省はその必要性を認めていない」また「仮に前年より1割下げにしても、企業に要請する際の対象範囲やチェックなど厳密にはできない」と述べる。  
●貿易量の推移を夏ごろまで見届けることになり、自粛基準作りは「欧米諸国の動向を考えずに日本だけが突出するのはまずい」との政府内部の判断で、当面は棚上げに。

●農水・通産の両省がコロンスターチ業界に南ア産トウモロコシの輸入自粛を要請

経済団体

3/16...石原俊経済同友会代表幹事が外相との懇談で「外交は大切だと身をもってわかった」と応じ、「業界としても節度を重んじ、今年は日本が2位ないし3位になるよう努力したい」と協力を約束。さらに「日本の自動車が増えればよく売れている現状はおもはゆい。よく考えなくてはいけない問題だ」と述べる

企業

3/16...富士通、南ア向けプリンターの輸出停止  
・日立製作所は、西独コシパレックス社にOEM供給製品の南アへの販売停止を要請

3/23...三菱重工が南アISCOR(鉄鋼公社)の6億ランド(2億8千万ドル)の製鉄圧延プラントへの入札商戦から撤退



| 国際社会   | 日本社会・国会など  | 外務省  | 通産省   | 経済団体 | 企業 |
|--|--|--|---|------|----|
| <p>4/11…米キリスト教協議会の調査機関「カニコ」研究所」が対南ア貿易金融の報告書を発表……「日本輸出入銀行が対南ア輸出に信用供与」</p> <p>4/20…米下院外交委員会のアフリカ・国際経済政策合同小委が南ア制裁法案を可決</p> <p>①軍事用レアメタルを除く対南ア貿易の全面禁止<br/>②投資の引き上げ<br/>③対南ア貿易で利益をあげた外国企業に対する制裁など</p> <p>4/27…南アデビアズ社ダイヤ原石の13・5%値上げ発表、売行きは世界的に好調。特に日本での需要が強い(昨年140%増)</p> | <p>4/8…東京の春山氏の投書…反原発と反アバルトヘイト運動を(毎日)</p> <p>4/10…日本反アバルトヘイト委員会の呼びかけで南ア日曜紙に意見広告掲載</p> <p>4/11…社民連江田代表ら反アバルトヘイト議員連盟結成の方針を表明</p> <p>4/13…衆院外務委員会が岩垂壽嘉男氏(社念)が政府出資の電源開発(株)の南ア産石炭輸入契約(年間百万トン)を追及。ナミビア産ウラン疑惑も</p> <p>4/14…東京の浅野氏の投書…南ア製品を買わない(毎日)</p> | <p>↑宇野外相は、「通産省を通じ自衛を求め」と答弁<br/>↑資源エネルギー庁は「原産国特定は困難」と答弁</p> <p>4/14…宇野外相、大手商社でつくる「日本貿易会」常任理事会幹部と懇談、南ア貿易自衛を要請。貿易会側は3月に大手商社で「自衛」申し合わせたと説明</p> | <p>3/28…田村通産相、6大商社社長との懇談会で南ア貿易について「これまでも慎重に対応するようお願いしてきたが、重ねて慎重をお願いする。」(通産相から業界への直接要請は今回が初めて)</p> |      |    |

— 寄稿 —

「定住外国人関係法」制定運動を考える

李 英 和

はじめに——在日朝鮮人運動の歴史的岐路——

「今日なお部落差別の実態には極めて深刻かつ重大なものがあるにもかかわらず、差別事象に対する法的規制若しくは救済の制度は現行法上必ずしも十分であるとはいえない。そのため、従来から、差別事象があった場合に、被差別者が法的手段に訴えることなく、糾弾ということで、自ら或いは集団による支援のもとに、差別者に対する見解の説明と自己批判とを求めるといふ方法が、かなり一般的に行われてきたところである。この糾弾は、実定法上認められた権利ではないが、憲法十四条の平等

の原理を実質的に実効あらしめる一種の自救行為として是認できる余地があるし、また、それは、差別に対する人間として堪えがたい情念から発するものであるだけに、かなりの厳しさを帯有することも許されるものと考えらる。」

去る三月二十九日、八鹿控訴審公判において下された大阪高裁判決の一部分である。「糾弾」の正当性を憲法に基づいて根拠づけていることに一定の評価と安堵感をもつ。しかし同時に、司法判断のもつ限界性を斟酌した上でなお、差別に対する法的規制の有無と関連づけて△糾弾の余地▽を「是認」していることに、強い違和感

を抱かざるをえない。差別現象あるいは差別問題の解決を図る手立てとして、法的規制と糾弾を、(主)従✓の位置関係において捉えたり、後者を前者の補完物と考えることに對してである。さらに付け加えるなら、糾弾のもつ意味を、社会的に捉えるのではなく、もっぱら「自救行為」として極めて狭く捉えることに對してである。

最近の差別解放運動が発するある種の波長と、右記判決文の発する波長とが合致して、共鳴するかのように聞こえることで、違和感は一層増幅される。その一方で、かつて『一九八四年』でジョージ・オーウェルが乱打した警鐘は耳孔と共鳴しはじめた。真の支配は思想統制であり、その完成形態は被支配者の使用する言葉や概念が実は支配者によって押しつけられたものであることに気付かなくなること、これである。換言すれば、被差別者の、そして被支配者の解放と未来は、支配者が押しつける規則や支配者の色で染めあげられた思想によつてはかちとれないということである。

近年、差別問題を解決するためには、刑事罰を含む強力で包括的な差別規制法の導入は不可欠だとする主張が、被差別の側で勢いを増してきている。その波は、ついに在日朝鮮人運動にまで押し寄せてきている。八〇年近くの永きにわたって、反帝国主義闘争としての性格を色濃

く有し、被差別少数者として世界的にも比類なき戦闘性と革命性を發揮し、そうであるがゆえに国家権力による仮借のない弾圧を被ってきた在日朝鮮人運動にである。現実的に在日朝鮮人が参画しうる余地の殆どない現存の支配機構——行政・警察・司法——を通して差別の規制ないし撤廃を展望しようという発想は、これまでの歴史的経験からは容易になしえないものである。これを「画的」と賞する者もいれば、「末期的」と評する者もいる。いずれにせよ、被差別主体の側に大きな変化が出現していることだけは間違いない。在日朝鮮人運動はいま、重大な歴史的岐路をむかえていると言えよう。

### 賛成と反対

差別規制法については、「部落解放基本法」制定運動の推進に際しても、大きな論議を巻き起こしたことは記憶に新しい。運動側からする規制法導入の主張が、部落解放運動史上はじめての出来事だったこともある。しかし、それよりも重要だったのは、その論議が、部落解放運動の生命線ともいふべき差別糾弾闘争の位置づけを水路として、部落差別の本質把握や現状認識といった根本問題に関わる原則的論議を、あらためて前面に押し出したことである。

この「部落解放基本法」制定運動に追随するかたちで、在日朝鮮人差別についても、「定住外国人関係法」(以下、「関係法」と略す)なるものが提案された<sup>1)</sup>。

結論を先回りしていえば、「関係法」の提案者が最も力点を置き、かつ法案全体を総括する規制法については、その前提となつてゐる考え方に大きな疑問をもつ。

法案自体まだ未定形であるが、「部落解放基本法」と同様、その基本構造は、「宣言法」「事業法」「啓発法」「差別規制法」の四つの部分から構成されてゐるようである。他の差別問題と異なる朝鮮人差別に特徴的な法制度上の差別を除去し、「徹底した内外人平等」を期するとともに、法によつて裏打ちされた積極的是正措置の確立を狙つた大胆な提案である。それによつて、「形式的平等から實質的平等へ」、あるいは「結果としての平等」の確保を期するというのである。法案文全体の整合性を破壊しかねない「日本国籍取得」の問題を別にすれば<sup>2)</sup>、容易に異議を差し挟ませないものである。

在日朝鮮人問題には、これから取り組まれるべき課題がたくさん残されている。そもそも、同問題をつくりだした歴史的根源である朝鮮植民地支配に対して、日本政府による明確な謝罪がなされておらず、それが強制した犠牲に対しても何らの償いもおこなわれていない。在日

朝鮮人は、長年にわたつて民主的・民族的諸権利を不当に抑圧され、今日なお社会生活全般にわたる差別を受け、劣悪な生活実態を強いられている。この点を考えるなら、何らかの立法措置によつて、差別実態の改善における日本政府の責任を明確化し、これまでの差別的累積の結果を積極的是正する必要があることは、なんびとたりとも否定しがたいところであろう。差別実態が深刻であるだけに、当事者の法制定に寄せる期待には大きなものがある。

ただし、運動的には、いくつかの留意すべき点はある。「薬ひとをこころさず薬師ひとをこころす」といわれる。効能だけをいたずらに強調したり、「頭痛の副作用があるかもしれない」と言つただけで、本当に頭痛をおこしかねないものだ」という理由で副作用の存在を故意に伝えないということがあつてはならない。

この種の法的措置は、日本国内でも諸外国でも、すでに採られている。後発者となる「関係法」制定運動は、差別の態様の違いを考慮に入れながら、これら先行グループの経験——積極的側面と否定的側面、あるいは意義と限界——を十分に認識しておく必要がある。一例を挙げよう。競争社会を前提とすれば、法的差別的撤廃や積極的是正措置による前進的效果も、同一グループ内

での初発の経済的・文化的条件の違いから、その構成員に不均等に現れざるをえない。同一グループ内での格差が徐々に拡大し、両極分解傾向の発生ないしは促進をみる可能性が考えられるのである。合衆国の黒人運動は、この点で大きなジレンマに直面しているといわれる。

いまひとつの留意すべき点は、法的措置あるいは権利は、永続的なものではなく、多分に政治的な力関係によって支配されており、形骸化したり空洞化する危険のあるものだという事である。このことは、私達が現在、さまざまな領域で経験しているところである。レーガン政権下では、公民権委員会が積極的是正措置（アフアーマタイプ・アクション）に敵意を抱く委員に支配されるといふ事態さえ生じている。「関係法」の必要を説く場合、これまでの個別的な差別的撤廃が必ずしも普遍化したり永続化しなかったことを大きな論拠とする傾向がみられる。そこでは、差別的撤廃や民主主義の確立を求める運動が本来もつべき性格に対する理解が希薄になっているような危惧をもつ。すなわち、種々の制度的なものに吸収されていく民主的諸権利の拡大は、その権利を十分に行使しうる主体を産出する過程でもなければならぬといふことである。この同時並行的過程が、そしてそれのみが、形式的な民主主義を超えて実質的な民主主義を確

立する保証を与えるということである。

在日朝鮮人は、長年にわたって形式的な民主主義から除外され、逆に形式的な民主主義によって差別を強制され甘受させられてきた。だからこそ実質的な民主主義を求めるのであるが、その過程を担い実現しうる場合は運動をおいてほかにない。社会生活面の改良においても、実際の効果と同等か、あるいはそれ以上に重要なのは主体の形成過程である。さもなければ、実際の効果自体が無価値なものとなしたり、社会生活面の改良それ自体にシニカルな態度あるいは幻滅を引き起こしかねない。前者の場合には、在日朝鮮人運動そのものを、民族的な帰属意識に基づいて集団的感情と行動を動員してある特定の利益獲得を図るための単なる一手段に墮してしまふであろう。後者の場合には、終極的な目的の達成を著しく妨げることになるであろう。これらの点はいくら注意してもし過ぎることはない。

以上のような点——民主的権利の拡張とそれに対する反動、権利行使の主体形成——と密接に関連するのが、差別規制法にまつわる諸問題である。とりわけ、差別糾弾闘争の意義づけをめぐる問題である。被差別者による△異議申し立て▽の主軸をなし、△差別—被差別▽関係の両極において主体形成過程の触媒の役割を果たす

のが、「糾弾」と呼ばれる営みだからである。「部落解放基本法」における「師岡―友永」論争が、この「糾弾」をめぐってたたかわされたことは触れたとおりである。

「差別規制法」の導入を、師岡佑行氏は解放運動にとつて「有害無益」とする。他方、友永健三氏はデメリットを上回るメリットを主張して鋭く対立している。それぞれの論点を簡単にみておこう<sup>3)</sup>。

師岡氏の批判は、ほぼ次の三点にわたる。(一) 法的規制の導入は糾弾権の放棄につながる、(二) 人民内部の矛盾の処理を国家権力にゆだねる、(三) 社会関係を無視して部落差別を個々の人間関係にすり替え、差別の本質構造との闘いの放棄につながる、というものである。

これに対して友永氏は、ほぼ次の五点にわたる反批判をおこなっている。(一) 規制法には糾弾権の放棄が明文化されていない、(二) 差別の不当性が明確になり、糾弾促進効果が期待される、(三) 規制対象が悪質な差別に限定され、行政指導や行政上の規制が先行する、(四) 警察・裁判所などの政府諸機関も対象となる、(五) 法的規制によっても悪質な差別は無くならず、それによつて差別の元凶があきらかとなる、というものである。

論点のすれちがいや予見の困難さもつだつて論争がうまく噛み合っていない感はある。師岡氏の批判は、友

永氏ら「差別規制法」導入論者の主張を、「階級関係を欠落させた没階級的論理」と断罪するなど、かなり手厳しい。しかし、師岡氏の主張には、部落差別にとどまらず、在日朝鮮人差別を考えるうえでも、決してゆるがせにできない原則が含まれているように思われる。同時に、「関係法」制定運動における規制法導入論者の主張には、友永氏らの主張に暗示的に含まれている「原則」的な考え方をより明瞭なたちで看取することができる。屋上屋を架するおそれはあるが、以下、師岡氏の批判を参考にしてそれらをみていこう。

### 在日朝鮮人差別を支えるもの

在日朝鮮人差別の特徴のひとつは、差別を産み出し、支えてきた本質的構造が、日本国内の他の諸差別とくらべて容易に透視できることにある。言い換えれば、そのぶんだけ、ひとのところに潜む抗い難い本性であるとか、封建制度の残滓であるとかいったデマゴギーの入り込む余地が殆どないということである。

朝鮮に対する日本資本主義の植民地収奪による在日朝鮮人の形成。経済的な緩衝装置としての朝鮮人労働者の吸引と民族差別賃金に基づく低賃金労働力としての利用。ロシア革命の影響を強く受けた朝鮮本国内外での民族主

## 投稿募集!!



義・革命運動の高揚に対する日本帝国主義の激しい敵意。朝・日民衆の闘いの結合を阻むための徹底した監視・弾圧と系統的な差別主義の流布による朝鮮人の隔離。戦後のアメリカ帝国主義と日本政府による御都合主義的な朝鮮人政策。朝鮮戦争＝朝鮮革命の圧殺のための朝鮮人敵視政策の強化、等々。これらに在日朝鮮人差別の物質的および政治的基礎を求めることに、異を唱える者は殆どないであろう。最近でも、「大韓航空機爆破」事件なるものを悪用して、マスコミと政府―警察が一体となって排外主義的煽動がおこなわれ、悪質極まりない差別事件が頻発したことは周知のところである。

ところが、「関係法」制定運動の中心的位置にあつて、刑事罰を含む差別規制法の必要を説く金東勲（キム・ドンフン）氏は、時期は不分明であるが、△現代▽を境にして本質把握を転換させる。「今日、日本社会にはびこる民族差別のほとんどが、歴史的には国家によつて創り出されたのだが、私的差別である」というのである（「人権差別撤廃条約と在日朝鮮人」、『三千里』三九号、一九八四、六九頁）。

たしかに、法務局への申し立ての多くはそうであろうし、日常的に知覚可能なものは殆ど、言うところの「私的差別」であろう。差別問題の特殊性は、被差別者にとつては、劣悪な社会的地位のために不況期に失業に追い込まれたり貧窮するという資本主義の構造に根差したものと

### 短評を書いてみませんか？

最近一年間に発行された本の中で、自分がこれはぜひ人にも勧めたい、あるいは、強く印象づけられた本の短評を

原稿用紙（四百字詰）二、三枚に。

☆ジャンルは自由、締切は毎月末。

☆連絡先 〒565 吹田市千里山東3-10-1

関西大学生生活協同組合「書評」編集委員会

☎ 387-19998（直通）

388-1121（内線 4821）

と同等か、あるいはそれ以上により直接的な「私的差別」が重大な意味をしばしばもつという事実にある。すなわち、構造的・政策的差別と「私的差別」との間には、当事者にとって一義的と二義的との区別は存在しないということである。しかし、差別からの解放を考えるうえで重要なのは、なにゆえに「私的差別」が一貫性をもっておこなわれ、一定の方向と形態を有するものとして構成されているのかということであろう。さきの「大韓機事件」の場合のように、「私的差別」を束ねあげる構造を認めるか否かは、どちらでもよいという問題では決しないであろう。

金東勲氏もこの点を完全に無視しているわけではない。「過去そして現在においても国際的波紋を惹起している人種差別のほとんどが……国家権力の直接的または間接的加担によるものである。」(同上、六八頁)と指摘している。ところが、同じ力強さで次のように続ける。「婚姻差別または就職差別のような私的差別は、『公序良俗に反する行為』とか『不法行為』として、民法上の責任を問うだけで廃絶されず、法律で直接禁止し、刑事的責任を問うことが必要であることは、誰ひとりとして否定できない」(同上、六九―七一頁)。氏はさらに進んで言う。差別に対する法規制は、「戦後一貫してとりつづけ

られてきた『差別』と『同化』という対朝鮮人政策に終止符を打つことができるかも知れず、さらに「ただ単に『道徳上の問題』あるいは『良心の問題』とされがちであった差別に対する考えを、一八〇度転換させ……刑事的もしくは社会的責任を追究される犯罪行為であるという認識を、市民一人ひとりに定着させ、いわゆる『心』の差別までも根絶させることができることが……最大の効果である」(同上、七一頁)。

氏が言うように、差別はこれまで「ただ単に『道徳上の問題』あるいは『良心の問題』とされがちであった」。これが誤りだというのは百パーセント正しい。△資本―賃労働▽関係に基づく搾取がそうでないのとおなじくらい、朝鮮人差別も「道徳上の問題」や「良心の問題」などではない。問題はそのさきにある。どのようにして、そしてどのような解決を展望するのかがということである。現存の支配機構を前提として差別規制法による民族差別の廃絶を展望するのは、資本制生産関係を前提にして法律で搾取の廃絶を展望するのと同じくらい、成功を期待できないであろう。

在日朝鮮人運動の歴史がはつきりと示しているように、朝鮮人差別の政治的意義は「分断支配」にあり、そして分断される者どうしは本来、共同して実質的な平等ある



いは実質的な民主主義を旨指すものであるとしよう。だとするならば、そこでの矛盾・差別は、刑事罰を科せられるべき犯罪行為と捉えることは到底できないであろう。さまざまな差別が重層的関係にあることを考えるならば、なおさらそのような発想は成しえないところである。そうでないならば、社会の成員の社会関係を無視して法的無内容たる「市民」に還元した上で差別を、対等の個人との間に発生する感情の行き違いや喧嘩とでも考えるよりなくなるであろう。

たしかに、人種差別や民族差別の基礎を資本主義やそこでの階級支配に求めることで、すべての問題が十全に



説明されつくされるわけではないかもしれない。他のさまざまな説明要因が付け加えられる必要がある。しかし、師岡氏が強調するように、階級的視点を欠落させた規制法に関する議論は「有害無益」であろう。「一八〇度転換」させられるべきは、「市民一人ひとり」ではなくて、規制法の議論の仕方の方ではないだろうか。

### 規制法は『両刃の剣』か

差別規制法の必要性を熱心に説く人々が好んで用いる論法に、次のふたつがある。ひとつは、Aヨーロッパ諸国は「人権先進国」である。ヨーロッパ諸国には刑事罰を備えた差別規制法がある。だから「人権後進国」の日本にも規制法が必要だVという論法である。もうひとつは、『両刃の剣』の論法である。「刑事罰をもつてのぞむ」ということについては、差別の不当性がこれほど明確になるといふメリットがある反面、国家権力による乱用や介入の危険性がある、というデメリットの面」があるというのがそれである。(友永「諸外国の差別撤廃法と日本」、『部落解放研究』四九号、一九八六、三五頁)。問題の性格上、両者はワンセットで用いられることが多い。

この論法には、近年その必要性が強調され、さまざまな取り組みもなされている「反差別国際連帯」の内実に

かかわる問題性が含まれているように思われる。「反差別国際連帯」の中で獲得されるべきものは何だろうか。

世界の被差別・被抑圧民衆の現状を知り、みずからの経験にてらして苦闘を共有し、苦闘を強いる根源・構造に對する認識を共有し、それを共同で打ち破ることである。その意味では、規制法についても、法制定をおこなう国的・数的増加や規制領域・規制対象の拡張という側面に注目するだけでは不十分であろう。運動の中で被差別者の合意形成がどのようになされたのか。その過程でどのような論議がたたかわされたのか。要求が当該規制法にどのよう<sup>に</sup>反映しているのか、妥協を余儀なくされたとすればいかなる点においてなのか。法制定が当該の反差別運動やその他の運動にどのような作用・反作用を及ぼしているか。制定運動に際しては、規制法の実効性もさることながら、これらの点についても十分な検討がなされ、周知徹底されるべきであろう。さもなければ、「反差別国際連帯」が、品質に無頓着な単なるブランド志向の類に墮したり、知らず識らず支配者側の代弁をおこなうといったことになりかねない。また、諸外国の反差別の運動を「差別撤廃の法制定の歩み」に切り縮め、それを超えるたたいの激発を「民主主義のけいれん」<sup>と</sup>し<sup>か</sup>みないような、平板な理解に陥る危険がある。この種

の傾向は実際、「関係法」制定運動のなかでも、しばしば見受けられるところである。よく使われる「両刃の剣」の論法にしても、肯定面だけが押し出されて、「国家権力による乱用や介入の危険」という否定的側面は、その実態や反差別運動にとつてもつ意味が正面から取り上げられることの殆どないのが実状である。

友永氏が刊行に携わった部落解放研究所編「世界はいま——諸外国の差別撤廃法と日本」(解放出版社、一九八五)をみるかぎり、諸外国の「両刃の剣」が、国家政策的・組織的差別行為を一刀両断したという事例は、残念ながら見受けられない。西独内務大臣の外国人労働者に対する度し難い差別記事や、外国人警察によるあの手のこの手の外国人労働者の導入と追放政策が、処罰されたり規制された形跡もない<sup>(4)</sup>。また、フランス警察は不法残留や不法労働を口実に公然たる黒人労働者狩りをおこなっているが、これも人種差別禁止法の対象とならないようである。

逆に運動側が、「国家権力による乱用や介入」によつて打撃を受けた事例はいくつか散見される。一九六七年にイギリスでは、ブラック・パワーの集会で演説した運動のリーダーが、白人に對する人種の憎悪を扇動する言辞をもちいたかどで、十二ヶ月の禁固刑をうけた。西独

では、一九七七年、共産主義学生同盟の書記が、大学ス  
トに際して撒いたピラに、連邦検事総長射殺事件につい  
ての『共産主義人民新聞』の記事、「ブーバック氏射殺、  
理由は十分だが何の役に立ったといえるのか」を転載し  
たかどで、差別行為処罰規定の民衆扇動罪に問われ、六ヶ  
月の実刑を宣告された。また、フランスでは、一九七三  
年、在仏ソ連大使館は、イスラエルの学校における系統  
的な反アラブ教育の実施に対する批判記事を『ソ連邦通  
信』に寄稿したことが、反ユダヤ主義の扇動とされ、人  
種差別禁止法により罰金刑に処せられた。

これらの事例をみただけでも、大きな問題を孕んでい  
ることに気付かされる。なかでも驚かされるのは、ブラッ  
ク・パワー集会の一件である。そこでは、ファシズム運  
動もブラック・パワー運動も選ぶところのないものと化  
し、差別扇動も被差別者の怨嗟の叫びも、そのもつ社  
会的意味内容を剝奪されて同一物にされるかのようにあ  
る。「支配」被支配」関係、およびそれに支えられた「差  
別」被差別」関係が、法規定に必ずしも明確に組み入れ  
られないようにみえるのである。

以上の点からはじめて、「法規制」がなされても悪質  
な差別事件は完全になくなるものではない。そのことに  
よって真の差別の元凶が明らかになされてくる」(友永

氏)という、にわかに了解し難い主張の意味するところ  
が理解できる。しかし、実質的には国家権力による差別  
を規制しえず、なおかつ「国家権力による乱用と介入の  
危険」という回り道をしてしか「真の差別の元凶」が明  
らかにならないとすれば、被差別者の運動にとつてこれ  
ほど不幸なことはないということだけはいえる<sup>(6)</sup>。

では、このようなデメリットを補つてあまりあるメ  
リットとはどのようなものであり、そのもつ意味内容  
とはいったい何だろうか。

### 差別糾弾のもつ意味

「一九七〇年代から今日に至る民族差別撤廃運動は、  
個別の制度・法・差別実態の撤廃をもたらしたが、日立  
闘争にみられるように、必ずしも個別の撤廃が即、普遍  
化・永続化されるとは限らない。この際、法による拘束  
力をもつて民族差別を禁止する必要性が運動のなかで自  
覚されてきた」(『第十三回民間連全国交流集会・資料集』  
二六頁、一九八七)

行間には、第一線の運動家としての悩み、苦しみ、こ  
れまでのほぞを噛むような思いが滲みでている。しかし、  
運動の更なる飛躍を目指すことと、論理の飛躍はやはり  
区別されるべきであろう。なるほど、従来の個別の差別

徹底運動は、状況を完全に覆すに足りる力量を發揮してこなかったかもしれない。被支配者・被差別者の運動はそうしたものだとはいえ、やはり残念である。しかし、その原因をいきなり差別規制法の有無と結び付けるのは、短絡のそしりを免れない。問題は、なぜこうした「自覚」——正確には「錯覚」——が、反差別運動の中で生じるのかということである。端的に言えば、反差別運動、とりわけ差別糾弾の位置づけに誤りがあるからである。

規制法のメリットとして、さきに触れた△差別糾弾闘争促進効果▽が挙げられることが多い。差別が刑事罰を問われる犯罪となり、責任機関も明確化することによって糾弾がやりやすくなるとともに、「泣き寝入り」が減少すると言うのである。上記引用の背後にも、これと同様の考え方を見ることができよう。そこでは、差別糾弾と「事件解決」とが殆ど同じものと捉えられているようにみえる。そうであれば、法規制の網をかけ、司直を動員して「解決」を図り、万一網の目から漏れるものがあれば運動によって「解決」するということになる。ここでは、運動家は、思想的にも活動上の態度においても、検察官と化し、警察官と化してしまふことにはならないだろうか。しかし、このような運動および思想は、「国家に対する下僕の信仰に、或はもつと悪いことだが、



民主主義的奇跡信仰に感染」(マルクス『ゴータ綱領批判』)したものではあっても、反差別運動および差別糾弾の思想とはまったく無関係である。

たしかに、「事件解決」を基準に考えれば、差別糾弾には従来より、越え難い障害が存在した。一例を挙げよう。兵庫県教委は、「運動と教育の分離」などと言いついて、在日朝鮮人子弟の就職差別に取り組む教師が、差別企業と直接相対し、糾弾することを禁ずる旨の通達をだした。就職差別を禁じている「職安法」に則って、職安に調査と処理を一任せよというのである。通達の狙いが、運動潰し、糾弾の破壊にあることは明白である。在

日朝鮮人子弟と教師の憤りの大きさは想像に難くない。もちろん、職安の調査と処理によつて状況が改善されるはずもない。このことは、法規制による入糾弾闘争促進効果√なる主張が何ら根拠のないものであることを示して余りあろう。

それよりも重要なのは、困難に直面した日朝鮮人や教師が、「職安法」の罰則強化や新たな刑事罰の導入によつて、あるいは自ら職安の職員となつて差別的状況を打開しようとするのか、それとも企業もろとも県教委・職安に対する批判を展開しようとするのかということである。苦闘あるいは格闘と呼ぶに相応しい現場での民族差別への取り組みは、教育に携わる労働者に何れを選択させるだろうか。日々の主体的な教育実践は、それが真摯なものであればあるほど、刑罰という制裁を伴う差別規制法を、その前提をなす考え方を退けるであろうことは疑いない。「差別されるものと差別してきたものが連帯して、差別させるものとたたかう」ことが「反差別的運動であり、その主体を形成するのが『解放教育』」だからである。(田中欣和編『解放教育論再考』、柘植書房、一九八一、三九頁)。

ここでいわれるように、即自的な入差別―被差別√の関係を対象化して止揚し、差別を生み出し支える構造の

変革をはかるのが反差別運動であるなら、その主体形成過程において触媒となるのは差別糾弾という営為である。さき示唆したように、差別問題には、生産関係に基づく搾取の問題と区別されながら、それと深くかかわる特有の問題領域が存在する。狭い意味での構造のおよび制度・政策的差別と並んで、差別はしばしば、具体的な名前と顔をもつた個々の人格によつておこなわれる。足を踏まれた者にとつて、踏みつけた者の社会的地位が何であれ、痛いことになんの変わりもない。厄介なのは、(日本)資本主義の経済構造の多重性に基礎づけられた階級構造の多層的格差構造の下で、社会的にも経済的にも被差別者集団に近接する集団が、空間的・時間的に接触頻度の高いぶんだけ、現実上ないし幻想上の競合関係の強いぶんだけ、差別的現象を引き起こしやすいということである。

個々の社会の担い手の意識・思想・行為は、基本的には、支配者が被支配者を搾取し抑圧する仕方でも構造化された社会のなかで、かたちづくられ再生産される。同時にそれを通して権力関係が再生産されることになる。とはいえ、個々の社会の担い手は、他律的にぜんまい仕掛けで動くわけではない。被差別集団と社会的・経済的に近接する集団(労働者階級・被抑圧民衆あるいは様々な被差

別集団)に限っても、差別ないし差別主義への関与に際して、ある種の決意・決断を個々の人格によっておこなわれる。偏見の有無ないし濃淡と必ずしも明確な相関なしに、日常的・構造的に支配者が押しつけねじこむ思想と、それが実体化する(支配—強制)関係における支配者の側に、我が身を投げ込む決意をし決断する。こうして、個々の社会の担い手を、その生産関係における地位(即自的階級関係)にかかわらず、疑似支配者、準支配者と化するのである。差別への関与に際してある種の決断をおして思想的にも実践的にも支配者の側に立つことは、物理的な分断としてだけでなく、主体形成過程の阻害・歪曲を通して、自己の客観的な社会的地位(=被搾取階級・被抑圧人民)からの解放を永遠の彼方においてやることにつながるからである。

差別糾弾の社会的・政治的意義は、このような意味内容を必然的にもつ、差別者の決意・決断を破砕し尽くすところにある。差別糾弾が徹底的なものとしてたたかわれる理由もここにある。支配者の思想、支配者の実践とのたたかいと等しいからである。大阪高裁判決のごとき、「差別に対する人間として堪えがたい情念から発するものであるだけに、かなりの厳しさを帯有する」のではない。また、「かなりの厳しさを帯有する」ことが「許さ

れるものと考え」られたり、そうでなかったりするものではない。支配者の思想と支配者の側にたつた行為とたかうのである限り、構造的および制度・政策的差別との闘いと認識上は区別されながらも、それと同じ激しさで差別者を糾弾する(糾弾される)根拠があるのである。差別糾弾の貫徹が触媒となつて、(差別—被差別)関係の両極に位置する者を烈しく反応させ化合速度を速める。ここに、社会階級として権力ブロックに対抗する人民ブロックを形成し、後者の終極の目的を達成しうる回路が存在するのである<sup>(6)</sup>。

以上のように、差別であるかないか、糾弾が正当であるか否かは、主観的に決定されるものではない。ましてや国家権力がそれを判断し、処罰をおこなつたりするものではない。差別が上述のような性格を有することが、そして差別糾弾が上述のような思想と内実を有していることが客観的基準となる。この基準を見失い、解体しかねないものであるがゆえに、差別規制法の制定運動が「没階級的」と批判されるのである。

### むすびにかえて

以上、師岡氏の批判に導かれて、「差別規制法」導入に端的に示される「関係法」制定運動の基調をなす考え

方に対する疑問を述べてきた。最後に、そのなかであらためて気付かされたことを二点だけ挙げておくことにする。

民族差別の問題は、すぐれて日本の民主主義の内実を問う問題であるといわれる。当初から形骸化しているとはいえ、今日の日本の「民主主義」は、戦前における日本労働者階級人民の闘いの成果である。在日朝鮮人は、その闘いの一翼を担い、犠牲をともしながら大きな役割を果たした。日本の戦闘的労働組合運動や社会主義運動は、在日朝鮮人の存在を抜きにしては、その歴史をとうてい語りえない。言い換えれば、今ある「民主主義」は、在日朝鮮人の存在と寄与を抜きにしては語りえない。在日朝鮮人は、日本労働者階級人民とともに勝ち取った「民主主義」から不当にも排除され、その恩恵をこうむっていないだけである。その日本の民主主義にとつて、差別規制法の導入の問題は、良かれ悪しかれ「画期的意味」をもつものといえる。それにもかかわらず、「関係法」制定運動に端的にあらわれているように、日本人労働者から何らの明確な意見も発せられないのは異様としか言いがたい。

日本の民主主義には、日本人労働者用の民主主義と在日朝鮮人用の民主主義が別々にあるのではないし、あり

えようはすがない。共同のたたかひが必要とされる理由のひとつはここにある。いわゆる「国籍条項」の存在は、日本の民主主義に重大な瑕疵のあること。そして日本の労働組合運動・民主運動に重大な欠陥のあることを示すものである。これを正す闘いに日本の労働者が全力で取り組みることが、単に在日朝鮮人の処遇の問題にとどまるものでないことは多言を要しない。処遇の問題と不可分のものとしてある、日本の労働者の目指す民主主義、その実現のための運動総体の内実にかかわる課題なのである。

かつて、公務員・公社の採用問題からんで、採用推進は同化につながるという異議がある民族団体から出され、労働組合を含む日本人運動団体にすくならぬ混乱と動揺を惹起せしめたことがある。上述の点を双方が十分に理解しなかったことが、民族団体をして珍妙な主張をなさしめ、日本人側に混乱と動揺を生ぜしめたのである。双方にとって十二分に教訓化すべき誤りであったといえる。しかるに、規制法をめぐる日本人労働者の奇妙な沈黙は、それだけで「反差別共同闘争」の空洞化を示すものであり、何故に日本労働者階級は反差別闘争の一翼を担わねばならないのか、という重要な問題を自ら曖昧化するものであると言わねばならない。



もう一点は、差別規制法は論外として、法制定運動をどのように考えるべきかということである。ある社会にとって支配秩序の維持のために体系づけられた法律や、その基礎をなす価値観（イデオロギー）に、異質な力で変更を迫られることは大きな政治的危機であろう。しかし、経済危機と同様、それだけでは自動的に社会変革を生み出さない。重要なのは、その危機に乗じて支配秩序総体を変革するに足る思想のおよび運動的力量を被支配者の側が有し、それを発揮できるかどうかであろう。「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」の批准に向けた運動も、このような文脈のなかに正しく位置づけられては

じめて有意義なものとなる。差別規制法の導入を熱心に主張するひとびとが、その前提としてもっている考え方には、そのような潜在的な力を認められないのである。いずれにせよ、「関係法」とりわけ「差別規制法」に関しては、慎重かつ真剣な議論がもっと必要であるように思われるのである。

注(1) 推進母体は「民族差別と闘う連絡協議会」（略称「民闘連」）

である。「民闘連」は、部落解放運動のみせた行政差別撤廃闘争の高揚に刺激されながら、市民的諸権利の獲得に力を注ぎ、少なからぬ成果をあげてきた。日本人（団体）を構成員として含むという点で、既存の民族団体と性格を異にするが、在日朝鮮人運動の有力な一潮流を形成している。

その特徴は、単純化すれば、次の点にあると言えよう。

多分に便宜的ではあるが、在日朝鮮人運動を分類する際、その基準を、「本国志向」であるか「在日志向」であるかに置く場合が多い。これに従えば、既存の民族団体は、政治的立場に違いはあれ、在日朝鮮人問題の解決を「朝鮮の南北統一」と「統一政府による日本政府との二国間協定の締結」に求めるという基本戦略を採っている点で共通性をもつ。

そのため、日本国内での朝鮮人差別撤廃運動は、「枝葉末節」に過ぎないとされがちである。これに対して「民闘連」は、「在日志向」の代表とみなされている。本国との政治的紐帯



注(2)

の強調が市民的権利の獲得、社会的地位の向上への関心を必ずしも高揚させず、逆にスポイルしてきたという認識の下、本国の状況にかかわる政治的問題を可能な限り後景化する。換言すれば、「本国志向」の運動が在日朝鮮人のアイデンティティを「文化的なもの」と「政治的なもの」の一体不可分なものとして捉えるに對し、「在日志向」の「民闘連」運動は文化的アイデンティティと政治的アイデンティティを切断する。そして、後者を不要のものとした上で、前者の確保に必要不可欠な条件として市民的諸権利の獲得が志向される。本国との関係も文化的紐帯の保持という観点から「尊重」される。この延長線上に、在日朝鮮人の解放が展望される。ここからさらに進んで、文化的アイデンティティの保証を条件に、少数民族化——日本国籍取得による朝鮮系日本人化——を強く主張する論者も現れている。

「日本国籍取得」の問題——国籍選択の「自由」——は、さきの「民闘連」大会でも差別規制法と並ぶ主要な論争点のひとつとなった。「居住権」の柱のひとつとして提起されたが、結局「付記」扱いになった。おもて向きの理由は、「定住外国人」としての権利あるいは差別の撤廃を主張しながら、日本国籍の取得の自由を盛り込むのは整合性に欠けるといふ、形式上の問題である。しかし、この問題は、形式上の問題にとどまらない根本的な問題を孕んでいる。在日朝鮮

人差別からの解放とは何かという、「解放観」にかかわる重要な問題である。

たしかに、日本政府が「帰化」に際してさまざまな条件（制限）を設けていることは、制度的にみて明確な差別である。したがって、これを改めることは必要であろう。しかし、問題なのは、どのような理由づけのもとでそれを要求するのか、その結果いかなる事態が生ずるのかといったことが、十分に考慮されていないことである。運動の出発点である現実を無視して、何でも要求すればよいということにはならない。とりわけ問題なのは、国籍選択の「自由」を要求する際に、それによつて種々の法制度的障害を一挙に乗り越えることができるという「利点」が、しばしば強調されることである。なるほど、日本国籍を取得すれば法制度上の差別はすべてクリアーできるであろう。「法の前での平等」は、たやすく実現されるであろう。しかし、それは最悪の種類の形式的平等の実現でしかない。そのような問題解決の仕方は、一種の問題回避ないし現実への屈伏ではあつても、「解決」の名に値しない。現在ある差別的状況、日本政府の差別的な考え方を、言葉の真の意味で「変革」することに何ら寄与しえないからである。この種の発想を、部落解放運動では「融和主義」として明確に退けてきた。たとえば、在日朝鮮人が全員帰国すれば在日朝鮮人問題は、たしかに

解決する。しかし、それは問題の物理的解決であって、本来目指すべき社会的解決ではない。「日本国籍取得」問題の提起の底に流れる上述のような考え方は、これと同じくらい乱暴な考え方であり、反差別運動とは無縁のものである。このような考え方で、いま注目されている帰化者の「朝鮮名を取り戻す」運動も、それがもつ社会的意味や当事者の思いを正しく捉えられないであろう。

「付記」にまわされたからといって、誤りが克服されたわけではない。「民闘連」運動の発展は、部落解放運動に触発されるところがおおきかったことは周知の事実である。しかし、学ぶべきは運動のスタイルではなく、運動の本質である。諸外国の例——中国の朝鮮族やソ連の朝鮮人——を引き合いに出して「日本国籍取得」の問題を展開するむきがあるが、当該諸国の（被差別）少数者の思想と運動が「融和主義」とは似てもつかぬ歴史と内実を有していることがすっぱりとぬけおちているのである。

注(3) 師岡佑行『現代部落解放論——いま部落解放に問われているもの』（明石書店、一九八七）、第三章、参照。

注(4) 西独のトルコ人労働者の実状と政府の移住労働者政策については、菅純男「西ドイツ外国人労働者への差別と反差別の潮流」（『部落解放研究』五五号、一九八七）を参照のこと。

注(5) 友永氏が「悪質な差別主義者」と限定しているのに対して、金東勳氏は「市民一人ひとり」にまで広く規制法の対象を想定している。しかし、両者の場合とも気になるのは、差別あるいは差別構造を極めて平板に捉えていることである。

ひとつは、△差別し差別される▽という差別の重層構造に対する認識が希薄なことである。ここに差別の深刻さと問題の複雑が存在するのであるが、このような事態の解決こそ反差別運動に求められる重要な課題のひとつであろう。ひとくちに「悪質な差別主義」といって、これを刑罰の対象にすればよいということにはならないであろう。

さらには、両氏とも規制法導入に積極的な主張の底には、△偏見の除去は差別の除去に至る▽という認識があるように思われる。そうでなければ、悪質であれ何であれ、差別者を社会の常軌を逸した社会悪・道德悪として刑罰の対象とすることはできないであろう。しかし、偏見と差別（意識ないしは行為）の間には何らかの相関関係はあるにせよ、社会関係・社会構造を無視して単純に両者を同列視したり無媒介に結び付けることができるだろうか。この点でさらに言えば、「基本法」も「関係法」もともに「啓発法」を備えているが、差別糾弾を正しい知識の普及という意味での啓発や教育と同列視したり、△主一従▽の関係に置くことは、上述のような差別糾弾のもつ社会的意味を等閑視すること

注(6)

につながるおそれがある。

在日朝鮮人差別と闘うことのもつ社会的意義は、次のように言うことができよう。

日本の労働運動は、内部的な階層分化と労働組合運動の制度化・儀式化のために、支配者の定める枠を超えて、支配者の意図と真向から対決する闘争領域に労働者を進めることがますますできなくなったといわれる。一方、在日朝鮮人差別との闘いは、差別の形成過程やいわゆる「入管体制」などが示すように、支配者の意図と真向から対決せざるをえない性格の問題を多方面にわたってもっている。したがって、この領域でのたたかい——日本人労働者との共同の闘い——は、既成の労働運動では脱しきれない枠組みを突き破り、階級意識を高めうる可能性を大きく有しているのである。なお、この点については、鶴嶋雪嶺「被差別統一戦線の意義について」(『部落解放研究』第七十号、一九七五)を参照されたい。

(り) よんふあ・経済学部教員)

— 書評 —

闘った者の深さと美しさ

— 『人間の運命』(シヨロホフ作 米川正夫・漆原隆子訳

角川文庫)

伊藤 明子



「私」とアンドレイ・ソコロフが邂逅するのは、独ソ戦の傷も生々しい一九四一年、春の日である。子供をつれたソコロフは、ふとしたことから、舟待ちの「私」にその四六年の生涯を語る。一九〇〇年生まれの彼の生涯は赤軍兵士として干渉軍と闘った若かりしころから始まり、二二年の大飢饉(そのため親と姉を失う)、二〇代

で孤児だったイリーナと結婚:と、新生ソビエト政権のたどらざるをえなかった道を象徴している。ソコロフと妻との間に一男二女ができ、幸せな家庭を築こうとした矢先—ファシスト・ドイツとの戦いが始まる。トラック運転手だったソコロフは前線へ送られるが、この家族と

のプラットフォームにおける別離の描写の激しさは、読む者に抽象的な「戦争の悲劇」以上の—生々しい反戦の意志をもたせる充分な力がある。(四二年、独軍の東部戦線攻勢のとき、空爆で、長男以外は家ごと爆撃され死んでしまうのだ)

家族の死を知る由もなくソコロフは兵士として闘うのだが、四二年から二年間、独軍捕虜としての生活を送ることになる。このもつとも追いつめられた状況下での彼の行動こそ、ファシストという腐敗し墮落した人間たちとの対比で「闘った者の深さと美しさ」をわれわれに教える。例えば、共産党員の兵士を密告しようとした(当

時、党员・ユダヤ人・委員は、(即銃殺の対象)ソ連兵を殺すシーンや：それはソコロフにとって初めての「殺人」であつたが、裏切り者は敵より悪い、と：、ドイツ人司令官に草々とふるまい、敵でさえ感服させて食糧を与えられたとき、一人分がたとえ小さなかけらとなつてもパンと脂肪を公平に仲間とわかちあうシーンなどだ。これはソコロフを育てた社会の精神がこんな荒れはてた地でもりりんといきづいてゐることを証してはなからうか。

スターリンググラードの攻防戦勝利に勢いをえて、独軍少佐をすみやげに戦線を突破し、ソ連側で体を回復させるがそこで愛妻と愛娘の死を知らされる。絶望の中にさす一条の光は長男アナトリーが、ファシストと闘つてゐることだつた。しかし、その息子さえ、五月九日、ドイツの無条件降伏の翌日に(！)独軍に殺される。

酒におぼれる日々。みすばらしい少年に「ヴァーニユシカ」(イワンの愛称で、ロシアではとても多い名前)と呼びかけたなら、それがその子の名であつた。——戦争孤児と生涯孤独の元兵士の出会いはめずらしくなかつた。戦争であまりにも失いすぎた者同志の、愛に満ちた生活がはじまる。子供がどれほど「父」をまっていたかを描きだすシューロフの文体は感動的である。「俺はな、ドイツでもポーランドでも、お前を探して、白ロシア中を

歩き回つたんだ」というソコロフの言葉は、たとえそれが子供に実の親だと思わせるための言葉であつても、大きな真実であることにちがひはない。「私」は言う。「不屈の意志を持ったこのロシア人が、万事を見事に持ち堪え、あの子が父の肩で成長し、大人になつた時には、祖国が求めるならばあらゆる事に耐え、行く手のあらゆるものを克服し得る人間になる、と私は思ひたかつた」と。

この戦争の時、わたしたちの日本は独・伊軍とともに大陸・東南アジアにむけ、解放を求める人々を文字通り圧殺し、破壊し、略奪し、しかし屈服させることはできなかった。その日本の歴史は今、わたしたちが背負つてゐる。わたしたちの中にソコロフはゐるのだろうか。またソコロフを育てたような社会を、わたしたちは創り出してゐるのだろうか。「わたつみの声」の学生が思い出される。理性的に考えることが可能なのに、それが遅すぎて海に消えていった人々の群れが。

「人間の運命」は自由を選択できない。しかし同じ運命でも、人間性を貫くために闘つた運命と、そうでない運命は、ぜんぜん違うものだ、とわたしは思う。

(いとう あきこ・商学部三年生)

## 戦後、民族教育の出力

—— 在日韓国・朝鮮人の教育問題ノート I

梁 永厚

今年、日本の被占領時代に、非常事態宣言（戦前の戒厳令）が神戸地方に布かれ、関東大震災のときさながらの「朝鮮人狩り」が行われた一九四八（昭和二三）年四月の阪神朝鮮人教育事件から、四〇年目に当ることもあってか、編集部より「在日朝鮮人の教育運動」について書くようテーマを頂いた。

在日朝鮮人運動史のなかで、四・二四教育闘争と呼ばれているこの事件の起因は、日本政府が在日朝鮮人をサンフランシスコ講和条約の発効（一九五二年）まで、日本国籍を所持するものとしながら、数々の不条理な施策をとったところにあった。たとえば、法的には日本国籍

をもつとする一方で、参政権の停止、外国人登録令（一九四七年施行）の適用、自主的な民族教育の抑圧という具合にある。とくに、外国人登録令を適用しておきながら、日本国籍であるから日本の義務教育を受けねばならないと強制し、自主的な民族教育の抑圧措置をとったのが、阪神朝鮮人教育事件の発端である。

この事件が要因となって、その後は、ずっと日本の公教育機関に、一〇万人を超す韓国・朝鮮人の児童・生徒が、民族的なアイデンティティを獲得する機会をほとんど与えられないまま、日本の子どもたち同様の国民教育（韓国・朝鮮人子女からすると同化教育）をうけてい

る。韓国・朝鮮人子女にたいする同化教育は、戦前の皇民化教育・協和教育・興生教育などと、軌を一つにする被教育者の民族的人格をハカイする差別教育である。

日本の公教育をうけている一〇万人余りのほか、現在約二十万人ほどが、南北いずれかの体制に帰属を志向する教育をうけている。韓国の国民教育の理念の教育をして、いる韓国小・中・高等学校、または朝鮮民主主義人民共和国の人民教育の理念の教育をしている朝鮮初・中・高級学校で学んでいるのである。いずれも母国語と民族の歴史や文化を基本にするという民族教育からは逸脱している。とくに人民教育的な理念の教育は、「民主主義的民族教育」という自己規定でもって喧伝されているが、日本の支配体制の思想・国益観からは、相容れないものとされている。

日本に何世代かを通して生活し、根を下している韓国・朝鮮人の多くは、生活の現実から出発して、偏狭なナショナリズムや体制の思想に基づく教育ではなく、民族的アイデンティティーをもち、日本社会に調和しながら生きていくのに必要な民族教育を希求している。こうした希求にちかいくみりくみりが、一九四五―四八年の自主的な民族教育の成立の頃にはあったといえる。

それでは、民族教育が成立した時期の情況から、具体

的にみていくことにしよう。

終戦当時、在日朝鮮人児童の就学数は二〇万人を超えていた（一九四四年一二月、内務省警保局統計では、二〇万〇二九〇人であった）。かれらの多くは、民族の独立を国際的に約束されていたこともあって、自発的に「皇民化教育」と訣別をした。敗戦という現実のなかで、日本人教師たちは、学校を去っていく朝鮮の子どもたち、どのような対応をしたのであろうか。このあたりの記録はほとんどない。多分に敗戦という価値観の反転のため、そうした心のゆとりがなかったものと察する。

一方、在日朝鮮人は、「皇民化教育」により、母国語や民族意識を奪われていた自分たちの子どもを、「民族の子ども」に再生させようという願望に基づいて、国家の指導や援助に頼るでもなく、自主的に全くのゼロから、民族教育を始めた。

そもそも民族教育とは、ナショナリズムの教育と同義である。一般的にナショナリズムの教育は近代国民国家の教育を指すのにたいし、民族教育というときには被圧迫民族の独立と解放をめざす教育、あるいは独立後の主体的立場にたつ教育など、独立と解放と自立の願望をこめた教育を指すようである。そして基本は母国語による教育だといわれる。

独立、解放のための教育は、その当為性を国際的に認められているが、主体的立場にたつ教育、またはナショナリズムの教育は、ときに偏狭になったり、国家主義的になったりして、国際摩擦をひき起こすこともある。国際感覚の豊かな国においては、国際協調のために国際化の教育をも、民族教育または国民教育のなかにとりいれている。

そうした国際化の教育にも十分な配慮をしながら、在日朝鮮人の自主的な民族教育は出立したといえる。出立当時は、まだ国家主権が樹立されていなかったため、その思想や政策にしばられることなく、民族教育にとっては絶対的な意味と価値をもつ母国語の教育を基本として、国際性のある民族意識を抱かせる教育を行ったのである。したがって、国家の手によっておこなわれる教育より、規模においては貧しかったが、とりくみの正当性、健全性においては、他の比較を許さない、もっとも民族教育というにふさわしいものであった。

自主的な民族教育は、最初、国語講習会として始められた。一九四五（昭和二〇）年九月に開かれた、東京神田の朝鮮YMCAの講習会を第一号として、在日朝鮮人が居住するほとんどの地域において開設されていった。

各地に開設された国語講習会の形式や実体を管理・指導していくのは、在日朝鮮人の自治的な団体として、一九四五年一〇月に結成をみた在日朝鮮人連盟（略称、朝連）である。朝連は、世界平和の維持、在留同胞の生活安定、帰国同胞の便宜供与、日本国民との互譲友誼などを綱領に掲げ、在日朝鮮人の帰国問題、生活問題、教育問題その他の運動を組織した。

民族教育を始めた頃の情況について、朝連の文献には次のように記述されている。

児童たちにわれわれの文化を培養しなければならなかった。ここに留意した朝連文化部の任務は、まことに重く、かつ大であった。一〇月一五日結成大会の席上において、文盲退治を約束してのち、翌日から即時『国語読本』を編纂して、幼い児童たちに送った。『ハングル教本』、『ハングル綴字法』等が出版されたのを見て、「私もウリマル（朝鮮語）を学ぶ」という、大衆的熱意に応えて、あの支部、この支部が、競うように、初等、児童学院の看板を掲げるようになった（朝連第八回中央委員会報告、一九四六年一〇月）。

朝連の結成後、各地の国語講習会は、朝連の下に地域名をいれて、朝連〇〇初等（または児童）学院と呼ぶようになった。一九四六（昭和二一）年には、児童・生徒



の年齢にも配慮し、中等教育も始めるようになった。

最初にできた中等学校は、一九四六年四月に開校をみた大阪の建国工業学校（建国女学校を併設していた。現在の建国小、中、高等学校）である。この学校は阪神地方の朝鮮人企業家が、設立資金を拠出し、日本の工業学校を買い取って、祖国に帰って役立てる技術教育を目標に開校された。つづいて、同年六月に大阪の生野ウリ中等学院（一〇月に大阪朝鮮中学校と改称）、同年九月に京都朝鮮中学校、同年一〇月東京朝鮮中学校が発足した。ほかに、同年六月には、大阪において教員を養成する大阪朝鮮師範学校も設立された。



こうした、在日朝鮮人の民族教育出立の頃には、「金のある者は金で、労力の在る者は労力で、知識のある者は知識で、われわれの学校を建てよう！」とのあいことばで熱誠が結集された。学校の校舎、教室は、朝鮮人の家の空部屋や焼けのこった工場、倉庫を改造した教室、または日本の学校の教室や公共施設を借りたものであった。東京朝鮮中学校は旧陸軍の火薬庫と兵舎のあとを借りて開校した。いずれの場合も老朽した施設ばかりであった。

日本政府が在日朝鮮人に対して、日本国籍を所持するものとして日本の義務教育を強いるまでは、独立する民族である朝鮮人が、自主的な民族教育を始めることに、共鳴した日本人が多様な協力をした。大阪においては、最後の官選知事であった田中広太郎が、朝鮮人学校校舎建設期成会の顧問に就くなどもしていた。

教員は知識や教授法において未熟であったといえるが、民族教育にかける熱意によって、それをカバーした。キリスト教会の牧師、医師をしている人たちも専業を犠牲にして教壇に立ち、また、各中等学校には、五―一〇人の日本人教師が採用され、朝鮮人生徒を相手に教えた。これらの人々のほとんどは、いまでいうノンボリの人たちが多かった。大阪の朝鮮師範学校には、のちに大学教

授や大学の学長になる新進気鋭の学者たちが、研究の傍ら出講していた。

教科書はGHQの検閲をうけなければならなかった。

検閲では日本帝国主義を攻撃する内容のものは不許可とされた。初期のものは謄写版刷りで「旗、ひらひらとなびく、わが旗 ばんざい」という、戦前の日本の国定教科書を翻訳したような内容も収まっていた。GHQの検閲をうけながら発行された教科書は、『初等国語（朝鮮語）』一―四巻、『子どものための国史』上、下巻、『地理』、『数学』一、二巻、『科学の初歩』一、二巻、『初等習字』、『初等図画』などであり、著作者は初等教材編纂委員会（朝連の文教部所屬）、発行者は朝連、印刷は朝連所屬の文教印刷所と奥付けされている。

『初等国語』第四巻の目次をあげると、次のようである。赤ちゃんのねむり、友だち、果樹園、朝、地球、水車、ことわざ、秋夕（旧盆のこと）、種、月夜、つばめ、紅葉、故郷の空、亀甲船、夜学校、お父さんの教訓、新しい服を着た王さま、東京にいるお姉さんに、冬の夜、おうむ、文益漸、あられ、活字、おや牛、わらい話、三人の盗賊……とあり、国語（朝鮮語）の学習を通して情操を育てようとしたもので、思想教育的な内容のものは見当らない。

こうした教科書の編纂には、朝鮮人の専門家がほとんどいなかったたので、日本の教育学者や専門家の協力を得ている。協力者には、波多野完治、今野武雄、菅忠道、宮原誠一、松尾隆、国分一太郎、堀文子、後藤禎二、大竹博吉……らがいた。

朝連の初等教材編纂委員会がつくった教科書は、今日の在日韓国居留民国の母体となった団体が経営していた学校においても使われた。

中等学校の教科書は編纂が間に合わないので、国語、地理、歴史以外は、日本の中等学校の教科書を取りいていた。日本語の教科書は、デンマーク復興の父・ダルクスの話などが載っていたものであり、英語のリーダーは『Let's learn English』を使っていた。

さて、カリキュラムであるが、一九四六年一〇月に開かれた朝連第三回全国大会（会場は大阪の中の島公会堂）において、戦後一年余りの運動を総括し、そのなかで、「恒久的に在留する同胞は五〇万人を超す」と、同胞が本国の政情不安、経済混乱のため帰国しても安定した暮しができない、と帰国を思い止まっていることに對する分析がおこなわれた。そうした分析にもとづいて、恒久的な運動路線へとあらためられた。

そのなかで民族教育については、「進歩的民主主義の

建国理念に基づいた祖国愛に徹底した社会公民を養成する」ことを基軸に据え、校名は初等学校に、学級編成は学年の単級とするが、当分の間は複式も可とする。カリキュラムは三級制（一、二、三年複式、週当り時間数二一時間、四年は単級、五、六年は複式、四一六年の週当り時間数二二時間）で編成され、教科は国語、地理、歴史、算数、理科、体操、図画、習字、家事、工作、公民、日本語で、国語と地理・歴史に時間数の約四〇%をあてた内容であった。

学校管理は、朝連とは別個に学校管理組合をつくり、全同胞を組合員に組織して、恒久的な自主財源の確立をめざすとされた。いわば、日本政府への納税とは別個に、在日朝鮮人のなかだけの自主的な教育税を設けて、学校を運営しようとしたのである。

このようにして、在日朝鮮人の民族教育は、出立から二年の間に、初等学校五四一校、児童数五万七九六一人、教員数一二五〇人、中等学校七校、生徒数二七六一人、教員数五九人に成長した（朝連第四回全国大会報告、一九四七年一〇月）。しかし、この間にも、「皇民化教育」の後遺症から、日本の学校に六万人余りの子どもが、自己の素性を隠しながら残っていた。

ところが、在日朝鮮人の民族教育を、日本政府が抑圧

をしていくことになるのである。それを次回にみていくことにする。

この教育問題ノートの一を終るにあたって、過去にあった事実を、事実として明らかにするだけで終るとするならば、われわれは貴重な契機を逃がしてしまうことになる。その事実から、今日の生を創造する協同があつてこそ、はじめて、お互いがより人間的な生活を果たせていくことができるのではないか、という思いを示しておきたい。

付記、文中の在日朝鮮人という表現は、民族教育の出立当時のままの用い方である。

（ヤン ヨンフ・非常勤講師 人権問題研究所員）

—連載—

小説のなかの異境

——ロマン主義文学論序説——その六

池田浩士

II 表現の始源から——民衆文化と民俗学(その二)

一、発掘された〈民衆〉

1. 『オシアン』とヘルダー

「わたしはあなたに、ただつぎのことを思い起こしてほしかっただけです。つまり、オシアンの詩は歌謡なのだ、民衆の歌謡、教養のない感覚的な民衆の歌謡なのであって、父祖の伝統に口ずさまれてかくも永く歌い

つがれてくることができたのだ、ということ——いったいそれが、こんなにも見事な叙事詩的形態をとっていたでしょうか、とることなどできたでしょうか？」

一七六八年に刊行された完訳ドイツ語版『オシアン』をまっこうから批判して、ヨハン・ゴットフリート・ヘルダーはこう書いた。訳者のミヒヤエル・デーニスが、詩句のドイツ語訳に、ホメーロスからこのかた激情的かつ荘重な叙事詩の詩句として用いられてきたダクテュロス六単位音律詩句（強弱弱の詩脚を六つ重ねて一行とする詩型）を用いたからである。

『オシアン』は、周知のように、一七六〇年、シエイ

マス・マクヴーリヒ（英語名Ⅱジェイムズ・マクファーソン）によつて英文で出版された『古歌断章』（*Fragments of Ancient Poetry*）および二冊の続篇の通称である。三世紀ごろのスコットランド北部を支配していたケルト族の王、フィン（またはフィンガル）と、王子オシアン<sup>Osian</sup>の事蹟を伝える古代ゲール語の歌を、マクヴーリヒが採集して現代英語に訳したものとされたのだが、これにたいしては、刊行当初から、マクヴーリヒの偽作だという主張が、さまざまな人びとによつてくりかえされた。オシアンは実在しなかつたからオシアンの歌などあるはずがない、三世紀というような古い時代のものであるはずはない、アイルランド伝説の盗作である、等々が、非難の代表的な論拠だった。——だが、こうした非難にもかかわらず、『オシアン』は、またたくまに、イギリスと全ヨーロッパに衝撃的な影響をおよぼしていった。始まるうとしてゐる産業革命の時代の息吹きを感じつつ、失われた過去への、これまで意識されぬままだった遙かな始源への、切実な関心が呼びさまされたのだった。イギリスでも、ドイツでも、フランスでも、歴史の表層から消されながら民衆の生活のなかに脈々と生きつづけていゝるさまざまな文化への、新たな視線がめざめていく。

ヘルダーは、デーニスによる完訳に先立って一七六四

年に抄訳が出版されたときから、『オシアン』に深い関心をいだいていた。偽作であるという意見にたいしては、かれは、このような歌が現代の一詩人によつて創作されるはずはない、という見解を表明した。デーニスのドイツ語訳の詩型を批判した前掲の一文も、じつは、偽作説を主張する友人との論争という想定をもつ「オシアンと古代民衆の歌謡についての往復書簡からの抜粋」（一八七二）の一節なのだ。ヘルダーの関心の眼目は、だがしかし、この作品が偽作かどうかということにあるのではなかつた。それどころか、デーニス訳の六単位音律詩句の是非そのものも、かれにとつては中心問題ではなかつた。ヘルダーが『オシアン』のなかに発見したものの、それは、まったく新しいひとつの表現形式——もつと正確に言えば、きわめて古いがゆえに決定的に新しい一表現形式だったのである。かれはこの形式に「<sup>フォルクスリート</sup>民謡」という新しい名称を与えた。

民衆の歌謡である民謡は、ヘルダーによつて呼び名を与えられたばかりではない。そのオシアン論が出版社の事情でようやく一七七三年に刊行されたころ、かれは、古い民謡を蒐集する作業を本格的に始めていた。一七七四年にまず『古民謡集』（*Alte Volkslieder*）としてまとめられた仕事は、さらに拡充され、一七七八年から七九年

にかけて『民謡』(Volkslieder)という表題で出版された。これはさらに、かれの死後、新たな仕事を加えて『歌謡にこめられた諸民族の声』(Stimmen der Völker in Liedern)と改題して刊行されることになる。

この最後の版のタイトルが物語っているように、ヘルダーの民謡蒐集は、ドイツ圏の民衆の歌だけを対象としたものではなかった。英語、スペイン語、フランス語など、ヨーロッパ主要言語のほか、スコットランド、リトアニア、モルラーク(南方スラヴ系の一民族)などの少数民族の歌、さらには古代ケルトの吟唱詩人の歌などもそこには収録されている。一民族の古い歌を発掘したマクヴーリヒとも、またかれの『オシアン』に触発されて試みられたイギリス・ロマン主義者たちの民謡蒐集や新しい民謡調の詩の創作とも、これは根本的に異なる特色だった。

## 2. 民衆表現から民族文化へ

ヘルダーの民謡蒐集は、言語の起源についてのかれの探究とともに、ドイツの若いロマン派作家たちに決定的な影響をおよぼした。その影響は、ヘルダーの最初の民謡集が刊行された一七七四年からちょうど七十年後に、最後期ロマン派詩人のひとり、ルートヴィヒ・ウーラン

トが『高地ドイツ語および低地ドイツ語の古民謡』(一八四四)をまとめるまで、ドイツにおけるロマン主義時代の全時期を通じて持続したほどだった。

だが、ドイツ・ロマン派の詩にひとつの原型を与え、さらには十九世紀初頭以降のドイツ詩にぬぐい去ることのできぬ痕跡をとどめることになったのは、『少年の不思議な角笛』(Des Knaben Wunderhorn)だろう。一八〇六年と一八〇八年に全三巻で出版されたこの民謡集は、アーヒム・フォン・アルニムとクレメンス・布伦ターノによって編まれた「ドイツ古民謡集」というかたちをとっていたが、じつは、きわめて多くの協力者たち(そのなかにはグリム兄弟もいた)による共同作業だった。それのみか、これらの協力者たちも中心になった二人の編者たちも、じつは、古いドイツの民謡を蒐集することだけに自分たちの任務を限定したのではなかった。かれらは、民謡にならって創作した自分たち自身の作品をもこの本のなかに加え、さらには、歌いつがれているままのかたちに手を入れて改作することをも辞さなかった。これは、外国語からの翻訳(しばしば第三の言語からの重訳でさえあったが)にともなうやむをえない改変を別とすれば原型に忠実だったヘルダーの蒐集作業とは、きわめて対照的なやりかただった。



アルニムとブレンターノとその協力者たちによるこうしたやりかたは、もちろん一方では、創作民謡という新しい文学領域を開拓することにつながっていった。ロマン派とそれ以後の作曲家たちによって曲を付けられ、世界的なひろがりをもって愛唱されつづけているドイツ歌謡のほとんどは、このようにして古い民謡に学んで創作された詩人たちの作品にほかならない。ハイネにせよメリッケにせよアイヒェンドルフにせよ、民衆性をもつとされる詩人、こんにちなお広く愛誦されている詩人たちは、『少年の不思議な角笛』の大胆な試みがなければ、このような詩を生み出すことはできなかつただろう。ここには、古いものの再発見がただ単に古いものの発掘に

とどまらなかつたという事実の、もつとも顕著な実例がある。発掘された古いものは、いまの現実への鮮烈な関心によって見つめられるとき、現在におけるもつとも新しいものとなつて蘇生することができるのである。歴史の主流からとりのこされ、あるいは好ましくからざるものとして時の権力によって抑圧されながら、しかし権力の中心からは遠い民衆の日常のなかに生きつづけてきたものが、こうして、新しく蘇り、新しい時代のさきがけとさえなる。あのオシアン之歌そのものが、じつは、イングラントによるゲール人とゲール語の弾圧のために、何世紀にもわたつて、文字通り地下に潜行しつづけることを余儀なくされてきたのだつた。だからこそ、これがふたたび白日のもとに姿を現わしたとき、あれほどまでに激しく、これは偽作であるという論議が起らざるをえなかつたのだ。——少なくとも、『オシアン』の日本語訳（岩波文庫）の訳者、中村徳三郎は、こういう見解をとっている。

他方、現在のまなざしによる過去の再発見と再生は、そのまなざしに応じて、過去を改変することを避けえない。『少年の不思議な角笛』は、この点でも、もつとも特徴的な実例だつた。

ドイツの各地から蒐集された民謡は、当然のことなが

ら、歌われてきた地域によっても、生まれた年代によっても、種々雑多であるはずだ。日本の民謡を思いうかべてもわかるように、メロディーや節むねまわしもさまざまながら、歌われている主題や情感もとりどりだろう。それらを集めて一冊の本にまとめるとすれば、おおよその分類による整理は可能だとしても、一冊の本として首尾一貫した単一性は望めないだろう。ヘルダーの民謡集は、まさにそうした統一性欠如の見本だった。ところが、アルニムとブレンターノは、『少年の不思議な角笛』に、その統一性を付与しようとしたのである。そのためにこそ、集めた歌謡に手を加えて改作し、さらには自分たちが創作した歌まで挿入したのだった。それは、かれらの意図にもとづいてのことだった。「編者たちの意図は、ナポレオンに対抗すべくドイツ人の国民的精神を強化することであった。この目的のために、かれらは強力な編集権を行使して歌謡に統一性を与えたのである。」——『ドイツ・ロマン主義——時代の歴史』（一九八六）の著者、データー・シュトルスは、簡潔にこう指摘している。

ナポレオンにたいする評価と態度は、『少年の不思議な角笛』が刊行された当時、すべてのドイツ人にとって決定的に大きな意味をもっていた。フランス革命の継承者という当初のイメージは、一八〇四年暮にナポレオン

が皇帝の座についたことによって、革命を支持したドイツ人たちのあいだでもほとんど消えていた。その翌年に始まるプロイセンとオーストリアの対フランス戦争と敗北、さらにナポレオン軍によるドイツ占領と「ライン同盟」樹立は、もしもナポレオンが敗退すればドイツを中心とするヨーロッパの封建勢力が再生するだろうという事実をよほど重視するもの以外にとって、反ナポレオン感情の増大にしかつながらなかった。まして、ドイツのロマン主義者の多くは、一八〇五年当時のプロイセンで全人口のわずか三・三%にすぎなかった貴族階級の出身だったのである。かれらには、人口の六九%をしめる農民や二七・五%の商工業者ビュルガたちにもましてなおいっそう、反ナポレオンとドイツ愛国主義に傾く理由があった。

それだけにますます、貴族ではない民衆、とりわけ農民たちのなかに生きつづけてきた民謡や民話への関心をかれらがいだき、それを新しい現実のなかで再生させ、しかもかれらの理想とする社会の実現のために役立てようとしたことは、ドイツ・ロマン派とロマン主義的文学総体との本質にかかわる重要な問題を、提起することになったのである。それは、民衆の生活のなかに生きてきた伝承や伝統的文化を、国民や民族なる新たな統合軸の特性としてロマン主義者たちが利用し収奪した、という



問題にはかならない。「少年の不思議な角笛」は、社会の支配権力によって抑圧されてきた民衆の表現が、危機に瀕したその支配権力にとつての起死回生の手段となるために蘇生させられた、もつとも典型的な一例だった。

### 3. 閉ざされた民衆性

ヘルダーが深い共感をこめて擁護し、民衆の表現に通じる道の戸口として開け放った「オシアン」詩集ですらも、ロマン主義的文学のこの問題性を拭払しきつてはいない。なるほど、ヘルダーが強調し、またその後の文学史家や歴史学者たちが明らかにしたように、ゲール語のこの詩篇とそれの近代英語への翻訳には、ゲール民族への抑圧と、かれらの生活表現にたいする弾圧の下でなおも脈々と歌いつがれてきた民衆表現の息吹きがこもっている。しかし、詩篇そのものの内実は、一読すれば明らかかなように、王侯たちと英雄たちの事蹟を綿々と歌ったものにはかならず、たとえこれを歌いついだものが一部分は無位無名の民衆だったとしても、けつして民衆自身の生活の歌とは言えないのである。逆の観点から見ると、このような王侯と英雄たちの歌が民衆の歌として歌いつがれねばならない条件を、民衆自身ももっていた、ということなのだ。だとすれば、たとえ生活のなかで歌

いつがれた民謡が真に民衆生活に根ざした内容のものだったとしても、かれらの歌とかれらの心は、容易に王侯や英雄の世界秩序のなかへと統合されることが可能だったのではないか。王侯たちや英雄たちを理想化した民謡と、素朴な無名の民衆生活を理想化した民謡は、それ自体としては同じ楯の両面でしかないのかもしれない。

『少年の不思議な角笛』は、このこととの関係においてもまた、興味深いひとつの特徴をのぞかせている。この民謡集のなかでとりわけ活躍する民衆は、獵師、船乗りなど総じて不安定な生活を送る職業の人間たちのほか、盗賊、放浪者、娼婦など、いわば社会の公序良俗の埒外に置かれた人間たちである。さきに引用したデューター・シュトルスは、この事実を、民衆のなかに根をもたなかった一握りの知識人が自分自身の故郷喪失状況をこれらの人びとに投影したのだ、と解釈している。——だが、それにもまして、これら人外の存在への強い関心、かれらへの激しい憧憬は、これらの人びとが活躍する民謡を蒐集し編集した知識人たちの関心や憧憬であるという以前に、そのような民謡を好んで歌いついできた民衆自身のものであったはずだ。社会の埒外に生きるアウトサイダーたちは、民衆にとつて、王侯や英雄たちと同じく、憧憬と夢をたくす対象にはかならなかった。

民謡の偉大さとともに、民謡の悲惨さがここにある。そして、このような民謡を再発見し、みずからこの新しい表現の糸口としなければならなかったロマン主義者たちの悲惨さもまた、ここにある。

これまでの歴史のなかでは抑圧されてきた民衆の表現、芸術ですらなく、せいぜい芸能や民芸でしかないそれらの表現を、新しい現実のなかで決定的に新しい表現を模策するための刺激や手がかりとして再発見したのは、イギリスやドイツやフランスの狭義のロマン派だけではなかった。民衆への視線をもっとも集中的に体現したドイツ・ロマン派から一世紀を経て、世界大戦と革命のまっただなかでロシアのアヴァンギャルドたちが新しい表現を激しく探し求めたとき、かれらのうちの一グループであるフォルマリストたちが、やはりまた、抑圧され消し去られてきた民衆表現のなかに、社会における芸術表現のありかたそのものをも変えるような新しい芸術原理への手がかりを発見した。ロマン派によって最初に切り開かれた民衆文化への道、フォルクローレの方法は、ロシア・フォルマリズムによって、民衆自身の自己解放のための表現方法と結合された。

もちろん、フォルマリストたちの試みも、現実の革命がたどった過程から超然としていることはできなかった。

社会革命の中断とともに、かれらの試みもまた未成のまに終わっている。だが、このかれらの試みをひとつの媒介項としてあらためてロマン派の試行を見なおしたとき、ロマン派時代には明らかになるべくもなかった限界や問題点が、われわれの目の前に浮かびあがってくるのではあるまいか。

ロシアのフォルマリストたちもまた、民衆のなかに歌いつがれ語りつがれてきた表現への執拗な関心をいっていた。民話を蒐集したロマン派のグリム兄弟の仕事を受けつぎながら、フォルマリストたちもまた、各地の民話を調査し蒐集し、それらの形式や起源や特色を研究した。その成果のひとつに、ヴェクトル・シクロフスキーの『散文の理論』(一九二五)がある。永い年月をかけて探究した結果を一巻にまとめたこの本には、小説や説話などの文学形式にかんする豊富な示唆が充ちあふれているが、なかでもロマン派との関連で注目すべきものは、物語の類型と起源についての指摘である。シクロフスキーはそのなかで、「語りつぎ」と「なぞかけ」という物語の二つの原初的類型を説明しているのだ。われわれに身近な日常のなかでの例として、子供たち同士の遊びや、子供たちを遊ばせる保育園の保育さんたちの方法を考えればわかるように、物語のもっとも原初的な形態の

ひとつは、だれかが謎をかけ別の人間が謎を解く、というふうにして物語が編み出されていくタイプである。もうひとつは、物語の発端をだれかが設定し、あとは順ぐりにその続きを考え出して語っていく、という形態である。これら二つのタイプに共通するのは、物語がだれかひとりの人間によって語られ完結させられるのではないという点、共同作業によって、しかも語り手と聴き手とが絶えず交替しながら物語が展開されていく、という点にはかならない。

こうして、物語は、当初は思いもかけなかった方向へと展開していくことができる。ときには、未完に終わるだろう。もっぱら語り手であるような専門的役割は、ここでは必要がない。——もともと、民話とは、そして民謡もまた、このようなものだったはずだ。そして、こうした不確定性、未完結性こそが、『少年の不思議な角笛』には欠けていたのである。

この民謡集の編者たちは、自分たちの世界観と期待に即した方向でこの集大成をまとめるために、個々の民謡のあいまいさや未完の箇所に加えて、ヘルダーがしなかつた推敲を熱心にはどこした。それによってかれらは、個々の作品の原型を歪めただけではない。だれもがみずからの続篇をそれらの詩句のあとに歌うことができる可

能性をも、それによって抹殺したのである。かれらが思い描いていた「民衆」は、こうして、みずからの表現をかれらによって奪われたばかりではない。民謡や民話を歌いつぎ語りつぎながら絶えずそれらに介入し、自分たち自身の新たな表現をそれらに加えてきていたに違いない民衆は、完結した芸術品としての民謡や民話を与えられる客体となる。そして、現実のなかで王侯貴族や英雄となるべくもないかれらにとつて、アウトサイダーたちさえもが、完結した芸術品のヒーローと化してしまう。みずからが現実のなかでアウトサイダーとなる力さえもなく、ただ虚構のなかのアウトサイダーたちに自己の夢をたくすことしかできないかのように。

(いけだ ひろし・京都大学教員)

〔訂正〕前回(第八二号)の六九ページ上段一三行目が印刷ミスにより誤植になっていましたので、お呼びして訂正します。

(誤) 脱出をこそ、描いたのだった。そしてこれは、もちろん、

(正) であるにせよ) に結びつくものでさえ、もはやない。

研究余滴 ヴェルレーヌ 10

# ふたたび愛の狂乱に

山村嘉己

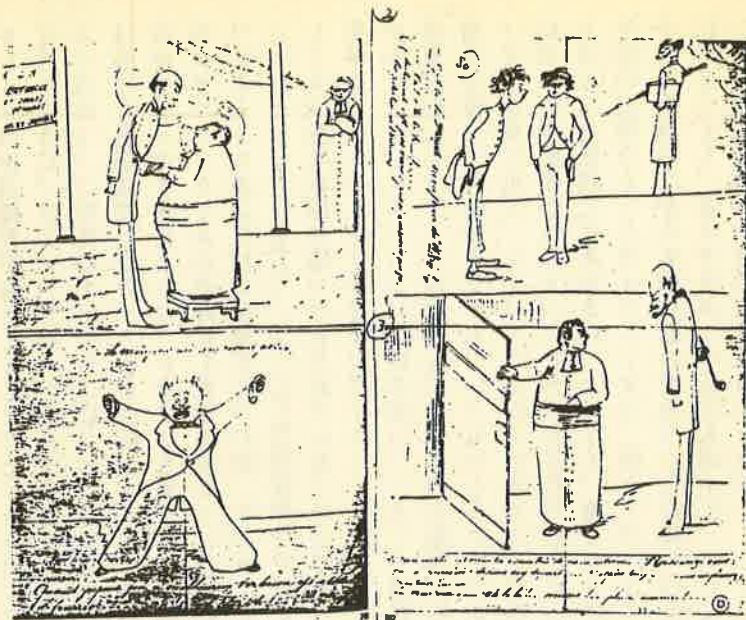


## 1

モンヌを出獄した後、約二年、イギリスの小さな村で教鞭をとりながら、それでも静謐を旨としたヴェルレーヌの生活が、ふたたび波瀾含みのあわただしいものになったのは七七年十月、友人ドラエーの好意によって、アルデンヌのレーテルで、ノートルダム学院の教師となったその時であった。かれはここで、またまた一人の美青年に心を奪われ、その「養父」にまでなつて面倒を見ようとしたのである。年来の宿弊である飲酒をつつしんでようやく獲得した田舎での平和な日々も、この若者

の出現によつてすっかり様相を変えてしまった。この若者の名はリュシャン・レチノア。一八才の色白でやせぎすの青年であつた。かつてかれが情熱を燃やしたランポーとはかなりタイプの異なつた相手ではあつたが、かれの燃やす情熱の激しさは少しも変わらなかつた。忘れていた酒の味も蘇り、人々の響ひびきをかう自棄的な生活がまたもどつて来た。レチノアが学業を終えると、その家にまで追いつがり、レチノアの父たちと農業を営むことまで考える始末であつた。この頃、パリを訪れてマクルドの許に残した一子ジョルジュと会つて見ると、かれはレチノアの上に果たし得なかつた我が子

④



レーテルのノートルダム学院でのヴェルレーヌや校長、生徒(友人ドラエーのデッサン)

への愛の成就を夢見ていたといえるかも知れない。  
とどめようのないこの愛への傾斜をかれ自身次のよう  
にふり返っている。

狂おしいばかりの愛だ、弱いほくの心は狂っている。  
何時でも、誰でも、どこでもいい。

美か、美德か、勇氣か、その片鱗でもちかつかると光ると  
それにかけてより、それに飛びつき、飛びかかる。

そして、自分の選んだ人や物に抱きつくや最後  
何百回となく接吻せずにはいられない。

それから夢破れ、悄然として

さびしく、しばしばひとりぼっちで、それでも相手に  
血でも肉でも、自分のかたみを残してかえって来る。

といって、そのやるせなさに沈み込んでしまわずに  
ほくの心は、またすぐ空想の世界へ飛び立ち、

そして、苦い涙に溢れかえっては、それを楽しみ、  
暫しは死なんばかりに苦しむが、またまた旅立つ

.....  
狂おしいばかりの愛だ。どうすればいいのか、放って  
おだけさ！  
（『愛』Ⅳ）

しかし、田舎町のレーテルでこの愚行がそのまま見逃

されるはずはない。七九年九月、ノートルダム学院はヴェルレーヌの担当授業を廃止してしまった。ランボーの時と同じように。レチノアを伴ったかれはまたまたイギリスへ向かう。この後の半年ぐらいについては二人の動きは必ずしも明確ではない。ガルニエ版ヴェルレーヌ詩集のロビシエの年譜によれば、レチノアをステイックニ

のグラマースクールの教師にしたヴェルレーヌは自らもリミントンのある学校で教鞭をとったが、その十二月、二人はロンドンにおいて、レチノアの恋愛事件でヴェルレーヌが惑乱状態に陥ったとされている。そこで翌八〇年早々、かれはレチノワを伴ってフランスへ帰り、レーテルに近いジュニヴィルに農園を買い、二人して農耕生活を営むに到った。このときも、母がこの土地購入の費用を受持ったのはいうまでもない。もつともここはレチノアの故郷に近く、レチノアの父が一口かんで、最終的にはこの農園がかれのものになって行くのだが、そのことは大した問題ではあるまい。とにかく、曲りなりにも生活の根柢をもったヴェルレーヌは、時々、パリなどへ小旅行を試みながらも強い願いであった『叡智』の出版に心をつくし、友人ドラエーの協力もあって、ついに八〇年の暮にはバルメ書店からこの本を出版することができた（出版日付は八一年となっている）が、これは無惨

なまでの黙殺に出会い、農耕生活の失敗もあって、この頃、ヴェルレーヌは失意のどん底に落ちるのである。

さらにレチノアは兵役に服すということ、ヴェルレーヌの農園への情熱は急速に失せ、八二年はじめ、ジュニヴィルの土地はレチノアの父たちに譲り、母とともにパリにもどることになった。パリ市役所への再就職はかなわず、ただいくつかの雑誌に投稿することで自らの存在を訴えようとしたが、文壇における十年にも及ぶ空白はそう簡単にかれの復帰を許すはずはなかった。ただ『リュテース』誌に発表した「詩法」が後に若い詩人たちの注目を集めることになった点にはふれておかねばなるまい。

## 2

明けて一八八三年一月、決定的な悲報がかれを襲った。愛するレチノアがチフスに罹り、治療病院で急死したというのである。詩集『愛』（一八八八年刊）にはこのときのことが次のようにうたわれている。

お前は死んでしまったのだ

慈善病院の一室で。

ほとんど死にかけたお前を

みんなはそこへ連れて行かねばと思ったのだ。

そのひどい仕打ちを私は知らずにいた。

そこへ駆けつけたそのときは

とりとめもないことばのうち

お前の命の残りを拾い集めるしかなかった。

それから、それから、私は思い出す

実際のところ昨日のことのように。

われわれは礼拝堂で

葬いの儀式をあげてほしいと願ひ出た。

柩ひつぎを囲んで蠟燭が燃えた

また会う天国に向けて

恍惚の祈りにふける人々の

その目が天を仰いで燃えるように。

聖櫃せいびの十字架と

棺側の十字架とは

無限の希望となつて輝き

「言葉」も「血」もともにそれを証あかしした。

柩ひつぎはろうそくに白々と映え

救いと神の平和をたたえる聖歌に

やさしくゆすぶられるのであつた。

この上なくか細いしかし心にあれるゆり籠のように。

(「愛」「リュシヤン・レチノア」)

これはほとんど実録風の報告であるが、「レチノア」集のIではもつと感情的に次のように歌いあげている。

わたしの息子は死にました おお神よ あなたの掟おきて

を讃えます。

わたしはあなたに涙を捧げます 心はまだ偽りの誓を

持つて。

あなたは手ひどく罰しなされる そして信仰をとりも

どして下さるのか

一人の人間ひとへの愛のために衰えかけていた信仰を

あなたは手ひどく罰しなされる わたしの息子は死に

ました ああ!

あなたはかれをわたしに与えて下さつた なのに今あ

なたの掟おきてはかれを取り返される

折しも 疲れたわたしの足が この狭い道の上で

親しい道案内がほしいと訴えているその時に

あなたはかれをわたしに与えて下さった　そして今お  
取り返しになる

あなたに栄光あれ！　わたしはあまりにもあなたの栄  
光を忘れすぎていました

与えられた宝をひたすら愛しようとする苦しみの為  
この事件に包みこまれたあなたの栄光を忘れていたの  
です

あなたはかれをわたしに与えて下さった　今わたしは

清らかなままお返しします

徳行と　愛と　無邪気さで固められたままに

それゆえに　どうかお許し下さい　恐るべき神よ

この心弱さに悩むものを　強い神よ　お許し下さい

そしてわたしを泣かせてください　選ばれたかれを

祝福させてほしいのです

あなたもきつとお望みでしょう　おおいエスよ

わたしが死んだその時に　あなたの中でかれに返る

あの至上の瞬間を　祈りが少しでも近づけてくれるこ  
とを

①



②



ヴェルレーヌと息子ジョルジュ(友人ドラエーのデッサン)



詩集「愛」はヴェルレーヌの息子ジョルジュに捧げられてゐる。精神上の息子レチノアの死はかれに、かつてランポーとの狂熱の道行の中で、無慈悲に捨てさつた実の息子ジョルジュへの愛を急に復活させたのであろうか。妻であつたマチルドは一八八六年には再婚し、完全にヴェルレーヌを拒否するが、かれは死の床にあつても息子ジョルジュが訪れてくることをひたすら待つていたといふ。因ちよみに、ジョルジュはヴェルレーヌによく似ていたといふことである。

## 3

レチノアに死なれたヴェルレーヌは例によつて母の懐へもどつて行く。八三年、一旦パリのロケット街で、しばらく母と暮した後で、かれはアルデンヌのクローンヌにまたまた農場を購入し、母とともに帰農することを望んだ。友人ルペルチェの語るところによれば、田舎の生活の中でかれが愛したものは、野原で自由に思索にふけるその楽しさと、身なりや外見に気を使う必要のない気楽さと、それに居酒屋で飲むビールや強い酒の酔い心地だつたといふ。この度はさらにレチノアの死による衝撃もあつて、その気まま、放縦さははるかに度を越したものとなつていた。田園生活が息子によいと信じて従つ

てきた母ではあつたが、今度のヴェルレーヌの放蕩ぶり  
は黙視できず、ついに財布の紐を固くしめてなかなか  
れの要求に答えなくなつて行つた。するとヴェルレーヌ  
は腹を立ててパリに出奔し、気ままに数日を過ごしては  
また母の許へもどるといふ愚行のくり返しを重ねるばか  
りであつた。ただそのような生活の中で、八四年の四月  
には「呪われた詩人たち」がヴァニエ書店から出版され  
て人々の注目をひいたことと、同じヴァニエ書店から同  
年十二月に詩集「昔と今」が発表されたことは、ヴェル  
レーヌの胸のうちに、まだ詩や文学に対する深い思いが  
執念のように燃えさかつていたことの大きな証左となる  
であらう。

しかし、この母と子の危険な関係はもはや些細な行き  
違いでも破裂をしかねない状態に立ちいたつていた。近  
所のある人の介入が二人を決定的な破局に導いた。ヴェ  
ルレーヌの暴言をきかぬたその隣人が母を自分の家に  
退避させた。ヴェルレーヌは刃物を持つてその家に侵入  
し、ついに母に傷を負わせたのであつた。早速、警官が  
呼ばれ、裁判の結果ヴェルレーヌは *Vaujours* の監獄に  
送られた。一ヶ月の短期ではあつたが、二度目の下獄で  
あつた。もっとも、かれ自身の「獄中記」によれば、気  
楽な小さい監獄で、監守長とよくコルク倒して遊んだと



リュシャン・レチノフ

いうことである。

五月、出獄したかれを待つ者はだれもいなかった。再びアルデンヌの田舎を放浪したのち、かれはパリにもどり、モロー街クール・サン・フランソワのホテル・ミデイに住みこんだ。やがて、母もまたここに入るが、この母もついに翌八六年一月かれを離れ別世界の人になった。前年十一月頃から左膝の間接水腫でブルセーの施療病院に入っていたヴェルレーヌは、この母の葬儀にも列席できなかつた。かれらしい親不孝の仕上げともいえるかもしれない。そしてこれ以後、ホテルも追い出されたかれはまさにボヘミアンとしてパリの街路を放浪し、ブ

ルセーのほかに、トゥノン<sup>1</sup>の施療病院にもしばしば収容されることになる。この生活のために一度は自殺を試みたこともあったし(一八八七年)その他多くの病院を転々としながらも、詩集『愛』(八八年)、『平行して』(八九年)、『奉獻』(九〇年)、『幸福』(九一年)と矢つぎ早に発表するかれの廻りには、ようやく若い崇拜者たち(ジャン・モレアス、ヴィリエ・ド・リラダン、カザルスなど)が慕いよるといった新しい局面が展開するのだが、その最後の十年の生活と、作品については次回に詳説することにしたい。

(やまむら よしみ・文学部仏文料教員)

## お詫びと訂正

『書評』83号に誤植がありましたのでお手数ですが訂正をお願い申し上げます。

●28頁 下段 2行目

「朝鮮教会」↓「朝鮮協会」

## 編集後記

書評第84号をおとどけます。

前回第83号の発行部数が手違いで一部の読者の皆様に行き渡らなかつたこと、第84号発行日が遅れたことをお詫び申し上げます。

新歓期を迎え、書評編集委員会にNEWFACEが加わりました。組織部主催「鎌田 慧・尾崎ムゲン講演会」録テープ掘り起しをはじめとし、様々な活動を精力的におこなっています。これからまたNEWFACEと共に、組合員の皆さんと文化向上を今以上に如何にして図るかを考えていきたいと思ひます。

今季号から梁永厚先生に連載をお願いしております。戦後、「民主主義」の社会になったといわれ、「平和」や「自由」が高らかに叫ばれました。確かに戦中のことを思えば日本が「民主化」したと思われず。

しかし、その「戦後民主主義」のはじまりにあったのが「阪神教育闘争」です。自ら、教育を守り・克ち取るうとするかたわら、ひどい弾圧が行われ、幾人もの朝鮮人が体をはって闘い、犠牲となりました。「戦後民主主義」をあやつる正体、また「戦後民主主義の総決算」といわれる本質が見えてくるでしょう。

「阪神教育闘争」を通じて、今の欺瞞的な「民主主義」の中での我々の方向をさぐってゆきましよう。

季刊『書評』 1988年6月号 通巻84号

---

編集・発行 関西大学生協同組合・組織部「書評」編集委員会

連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎388-1121 (内線 4821) or 387-9998)

頒 価 250円